# ４　融資、助成制度等

## 資料４－１　自然災害で被災した住宅を復旧するための災害復興住宅融資

（住宅金融支援機構 HP より）

【申込対象者（次の全てにあてはまる者)】

| | | |
|---|---|---|
| ⑴ | 自然災害（地震、台風、大雨等）により被害が生じた住宅の所有者または居住者で、地方公共団体から「罹災証明書」を交付されている者 | ＜建設の場合＞<br>住宅が「全壊」、「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明書を交付されている者<br>※「大規模半壊」、「中規模半壊」又は「半壊」した旨の罹災証明を交付されている方は、別途、被災住宅の修理が不能又は困難である旨を借入申込書に記入が必要<br><br>＜補修の場合＞<br>住宅に被害が生じた旨のり災証明書を交付されている者 |
| ⑵ | 自分が居住するための住宅を建設、購入又は補修する者 | |
| ⑶ | 年収に占める全ての借入の年間合計返済額の割合（総返済負担率）が基準を満たしている者 | ○年収 400 万円未満<br>総返済負担率基準･･･30%以下<br><br>○年収 400 万円以上<br>総返済負担率基準･･･35%以下 |
| ⑷ | 日本国籍の者又は永住許可等を受けている外国人の者 | |

【融資を受けることができる住宅】

| 住宅の規格 | 各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること |
|---|---|
| 建設・購入 | ・築年数に関する制限はなし。<br>・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。<br>・中古住宅購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。 |
| 補修 | 築年数に関する制限はなし。 |

【融資金利（令和 3 年 12 月現在)】

＜団体信用生命保険に加入する場合＞

| | |
|---|---|
| 新機構団信 | 年 0.85% |
| 新機構団信（デュエット） | 年 1.03% |
| 震３大疾病付機構団信 | 年 1.09% |

＜団信に加入しない場合＞

| |
|---|
| 年 0.65% |

※融資金利は、原則として毎月改定されるため、最新の金利は住宅金融支援機構へ確認が必要。

【融資限度額】

| |
|---|
| ＜建設＞　土地を取得する場合※1　：　3,700 万円<br>　　都市を取得しない場合　：　2,700 万円<br>＜購入＞　3,700 万円<br>＜補修＞　1,200 万円<br><br>※1　罹災日後に申込本人が有償で土地の所有権又は借地権を取得すること。<br>※2　借入申込時において、申込本人と親族関係にある者が被災し、新たに建設された住宅に申込本人と同居する場合、上記の額に 640 万円が加算せれる（補修を除く）。 |

【返済期間（①又は②のいずれか短い期間。1 年以上 1 年単位。）】

| |
|---|
| ①申込区分による最長返済期間<br>　建設・購入･･･35 年　　補修･･･20 年 |
| ②年齢に応じた最長返済期間<br>「80 歳」－「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢※」<br>※1 歳未満は切上げ |

### 資料４－２　生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費（災害をうけたことにより臨時に必要となる経費）　埼玉県社会福祉協議会

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 貸付対象者 | 災害を受けたことにより生活の立て直しのための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯、高齢者世帯 |
| 貸付限度 | 150万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：6月以内の据置期間経過後７年以内<br>利率：　年 1.5%　据置期間中は無利子。保証人を立てる場合は無利子。 |

### 資料４－３　生活福祉資金貸付制度に基づく福祉費（住宅の補修等に必要な経費）　埼玉県社会福祉協議会

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 貸付対象者 | 住宅を増築、改築、拡張、補修、保全又は公営住宅法（昭和26年法律第193号）第２条第２号に規定する公営住宅を譲り受ける等のための資金を必要とする低所得世帯、障がい者世帯又は高齢者世帯。<br>ただし、「災害援護金の支給に関する法律」の災害援護資金の対象にならない世帯。 |
| 貸付限度 | 250万円以内 |
| 貸付条件 | 償還期間：６月以内の据置期間経過後７年以内<br>利率：年1.5%　据置期間中は無利子。連帯保証人を立てる場合無利子。 |

## 資料４－４　災害弔慰金・災害障害見舞金の支給

### 【災害弔慰金の支給】

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 対象災害 | ①　県内において、自然災害で災害救助法による救助が行われた市町村がある場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。<br>②　当該市町村の区域内において、自然災害により５世帯以上の住居の滅失があった場合、当該市町村の災害による被害が対象となる。<br>③　県内において、自然災害により住居の滅失した世帯数が５以上の市町村が３以上存在する場合、県内全市町村の同一災害による被害が対象となる。<br>④　自然災害で災害救助法が適用された市町村が複数の都道府県にある場合、全都道府県（県内全市町村）の同一災害による被害が対象になる。 |
| 支給対象 | ①　上記の災害による死亡者（３か月以上の行方不明者を含む）<br>②　住居地以外の市町村の区域内（県外も含む）で災害に遭遇して死亡した者 |
| 支給対象遺族 | 死亡当時の配偶者（事実婚を含む）子、父母、孫、祖父母を対象とする。また、兄弟姉妹は他の支給対象者がおらず、さらに死亡者の死亡当時に同居又は生計を同じくしていた場合に限る。 |
| 支給額 | ①　生計維持者が死亡した場合500万円<br>②　①以外の場合250万円 |
| 費用負担 | 国１／２、県１／４、市町村１／４ |

### 【災害障害見舞金】

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 対象災害 | 災害弔慰金の場合と同様である。 |
| 支給対象者 | 上記の災害により精神又は身体に重度の障害を受けた者とする。 |
| 支給額 | ①　生計維持者　250万円　　②　①以外の場合　125万円 |
| 費用負担 | 災害弔慰金の場合と同様である。 |

## 資料４－５　災害援護資金の貸付

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 対象災害 | 県内で自然災害により災害救助法による救助が行われた市町村が１箇所でもある場合、県内全市町村の被害が対象となる |
| 貸付対象者 | 上記の災害で被害を受けた世帯の世帯主に対して貸し付けられる。ただし、年間総所得額が次の金額を超えた世帯は対象とならない<br>①　世帯員が１人　　220 万円<br>②　〃　　２人　　430 万円<br>③　〃　　３人　　620 万円<br>④　〃　　４人　　730 万円<br>⑤　〃　　５人以上　730 万円に、世帯員の人数から４人を除いた者１人につき 30 万円を加算した額<br>⑥　住居が滅失した場合は、世帯員の人数にかかわらず 1,270 万円 |
| 貸付対象となる被害 | ①　療養期間が１か月以上である世帯主の負傷<br>②　住居の全壊、半壊または家財の被害額が時価の１/３以上の損害 |
| 貸付金額 | ①　世帯主の１か月以上の負傷　　限度額　150 万円<br>②　家財の１/３以上の損害　　限度額　150 万円<br>③　住居の半壊　　限度額　170（250）万円<br>④　住居の全壊　　限度額　250（350）万円<br>⑤　住居の全体が滅失若しくは流失　　限度額　350 万円<br>⑥　①と②が重複　　限度額　250 万円<br>⑦　①と③が重複　　限度額　270（350）万円<br>⑧　①と④が重複　　限度額　350 万円<br>※（　）は、特別の事情がある場合の額 |
| 償還期間 | 10 年間とし、据置期間が、そのうち３年間 |
| 利率 | 年１％　ただし据置期間中は無利子 |
| 費用負担 | 貸付原資２/３を国庫補助、１/３を県負担とする |

## 資料４－６　被災者生活再建支援制度

<table>
<tr><th>項目</th><th>内容</th></tr>
<tr><td>目的</td><td>被災者生活再建支援金を支給し、被災者の自立した生活の開始を支援する。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td>自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr>
<tr><td>対象災害の規模</td><td>①　災害救助法施行令第１条第１項第１号又は第２号に該当する被害が発生した市町村<br>②　10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村<br>③　100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県<br>④　①又は②の市町村を含む都道府県で５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）<br>⑤　①～③の区域に隣接し、５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）<br>⑥　①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が２以上ある場合<br>５世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口 10 万人未満に限る）<br>２世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口５万人未満に限る）</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td>①　住宅が全壊した世帯<br>②　住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯<br>③　災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯<br>④　住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）<br>⑤　住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）<br>※全壊：損害割合50%以上<br>半壊：損害割合20%以上30%未満<br>大規模半壊：損害割合40%以上50%未満<br>中規模半壊：損害割合30%以上40%未満</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>支給額は、以下の２つの支援金の合計額となる。<br>（※世帯人数が１人の場合は、各該当額の金額の３／４の額）<br>①　住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
<table>
<tr><td>住宅被害の程度</td><td>全壊</td><td>解体</td><td>長期避難</td><td>大規模半壊</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
②　住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）<br>〈全壊等〉
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr>
</table>
〈中規模半壊〉
<table>
<tr><td>住宅の再建方法</td><td>建設・購入</td><td>補修</td><td>賃借（公営住宅以外）</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td><td>25万円</td></tr>
</table>
※　一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は差額を支給</td></tr>
<tr><td>町</td><td>①　住宅の被害認定<br>②　罹災証明書等必要書類の発行<br>③　被災世帯の支給申請等にかかる窓口業務<br>④　支給申請書等の必要書類のとりまとめ及び県への送付</td></tr>
</table>

支援金の支給手続き

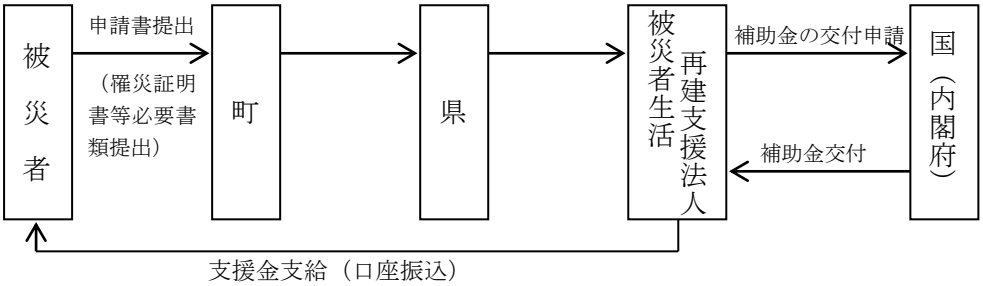


※　県では支援金支給に関する事務の全部を支援法人に委託している。

## 資料４－７　県制度融資の貸付（経営安定資金・災害復旧関連）

<table>
<tr><td colspan="2">項目</td><td colspan="4">内容</td></tr>
<tr><td colspan="2">融資対象</td><td colspan="4">県内の被災中小企業者であって、次の各号に該当する者（組合含む）<br>① 原則として県内で客観的に事業に着手しており、事業税等を滞納していないこと<br>② 保証対象業種に属する事業を営むものであること（原則、金融業、学校法人、宗教法人等は対象外）<br>③ 経済産業大臣の指定する災害その他の突発的事由の影響を受け、町長の認定を受けている又は、災害の影響を受け、町の罹災証明を受けていること</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="5">融資限度額<br>※1</td><td colspan="2">大臣指定等貸付</td><td colspan="2">知事指定等貸付</td></tr>
<tr><td>設備資金</td><td>運転資金</td><td>設備資金</td><td>運転資金</td></tr>
<tr><td>①8,000万円</td><td>②8,000万円</td><td>③8,000万円</td><td>④8,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">①②併用の場合は、合計1億6,000万円</td><td colspan="2">③④併用の場合は、合計1億6,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="4">①③又は②④併用の場合は、それぞれ合計8,000万円</td></tr>
<tr><td colspan="2">使途</td><td colspan="4">設備資金及び運転資金</td></tr>
<tr><td colspan="2">貸付期間</td><td colspan="4">1年超10年以内</td></tr>
<tr><td rowspan="3">利率※2</td><td>5年超10年以内</td><td colspan="2">年0.9%</td><td colspan="2">年1.0%</td></tr>
<tr><td>3年超5年以内</td><td colspan="2">年0.8%</td><td colspan="2">年0.9%</td></tr>
<tr><td>1年超3年以内</td><td colspan="2">年0.7%</td><td colspan="2">年0.8%</td></tr>
<tr><td colspan="2">担保</td><td colspan="4">取扱金融機関及び埼玉県信用保証協会との協議により定める</td></tr>
<tr><td colspan="2">保証人</td><td colspan="4">個人　原則として不要<br>法人　原則として代表者以外の連帯保証人は不要</td></tr>
<tr><td colspan="2">信用保証</td><td colspan="4">埼玉県信用保証協会の信用保証を付する</td></tr>
<tr><td colspan="2">償還方法</td><td colspan="4">元金均等月賦償還　据置期間３年以内（危機管理保証の場合２年以内）</td></tr>
<tr><td colspan="2">受付場所</td><td colspan="4">銀行・信用金庫・信用組合・商工組合中央金庫の原則県内に所在する本支店（日本政策金融公庫、ゆうちょ銀行、農業協同組合、労働金庫では取扱いができません。）</td></tr>
</table>

※1　中小企業組合、設備資金（①、③）は１億円、運転資金（②、④）は 8,000 万円となり、併用の場合は１億 8,000 万円となります。

※2　利率は、令和３年４月１日現在。

## 資料４－８　天災融資法に基づく資金融資

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 貸付の相手方 | 被災農林漁業者 |
| 貸付対象事業資金使途 | 種苗、肥料、薬剤、農機具（政令で定めるものに限る）稚魚、稚貝、漁業用燃油等の購入資金、炭がまの構築資金、漁船（政令で定めるものに限る）の建造又は取得資金、その他農林漁業経営に必要な資金 |
| 貸付利率 | 年3.0%以内、年5.5%以内、年6.5%以内 |
| 償還期限 | ３～６年以内（ただし、激甚災害のときは４～７年以内） |
| 貸付限度額 | 町長の認定した損失額又は200万円（一般）のいずれか低い額<br>（激甚災害のときは250万円） |
| 融資機関 | 農業協同組合、森林組合、漁業協同組合又は金融機関 |
| その他 | 町長の被害認定を受けたもの |

## 資料４－９　農林漁業施設資金（共同利用施設、農商工等連携、６次産業化）

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 貸付の相手方 | ①　共同利用施設<br>（農　業　施　設）土地改良区、農業協同組合、農業共済組合等<br>（林　業　施　設）農業協同組合、森林組合、森林組合連合会等<br>（水　産　施　設）水産業協同組合<br>（その他の施設）土地改良区、農業協同組合、水産業協同組合、森林組合等<br>②　農商工等連携<br>土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合等<br>③　６次産業化<br>土地改良区、農業協同組合、農業共済組合、森林組合、漁業協同組合等 |
| 貸付対象 | ①　共同利用施設<br>農林水産業の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得<br>②　農商工等連携<br>国が認定した「農商工等連携事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得<br>③　６次産業化<br>国が認定した「総合化事業計画」に基づく農林水産物の生産、流通、加工又は販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の改良、造成、復旧又は取得 |
| 貸付限度額 | 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額 |

### 資料４－10　農林漁業セーフティネット資金

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 期間 | 10年（据置３年以内を含む）以内 |
| 貸付利率 | 年0.16%～0.30%（令和3年11月18日現在） |
| 貸付限度額 | 600万円以内、簿記記帳を行っているものに限り、特例を受けられる場合有り |
| 担保 | 相談のうえ決定（日本政策金融公庫） |

### 資料４－11　埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく資金融資

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 貸付の相手 | 被害農業者（町長が認定する被害農業者） |
| 資金使途 | 種苗・肥料・飼料・薬剤・家畜・蚕種等の購入資金、ビニールハウス・その他プラスチックハウス・ガラス室・果樹だな・蚕室・畜舎・放牧施設・畜産物の調整施設・きのこ栽培施設・養魚施設・農産物倉庫及び農業用生産資材倉庫・農業用生産資材製造施設・作業所の復旧に必要な資金等 |
| 貸付利率 | 0.0%（県・町利子補給後） |
| 償還期限 | ６年（うち据置期限1年） |
| 貸付限度額額 | 町長の認定した損失額又は500万円のいずれか低い額 |
| 融資機関 | 県内の各農業協同組合 |
| 担保 | 埼玉県農業信用基金協会の機関保証又は保証人 |
| その他 | 知事の条例に基づく特別災害の指定を行っていることが前提条件 |

### 資料４－12　農業災害の補償等

| 項目 | 内容 |
|---|---|
| 支払の相手 | 当該共済加入の被災農家 |
| 農業共済<br>事業対象物 | 農作物（水稲、陸稲、麦、果樹（ぶどう、なし）、蚕繭（春蚕繭、初秋蚕繭、晩秋蚕繭）、園芸施設（施設園芸用施設、附帯施設、施設内農作物）、畑作物（スイートコーン、大豆、茶）、家畜（乳用牛、肉用牛、馬、種豚、肉豚）、任意（建物、農機具） |
| 支払機関 | 農業共済組合 |

## 資料４－13　公共土木施設災害復旧事業に関する特別の財政援助

① 公共土木施設災害復旧事業
② 公共土木施設復旧事業関連事業
③ 公立学校施設災害復旧事業
④ 公営住宅災害復旧事業
⑤ 生活保護施設災害復旧事業
⑥ 児童福祉施設災害復旧事業
⑦ 老人福祉施設災害復旧事業
⑧ 身体障害者社会参加支援施設災害復旧事業
⑨ 障害者支援施設等災害復旧事業
⑩ 女性保護施設災害復旧事業
⑪ 感染症指定医療機関災害復旧事業
⑫ 感染症予防事業
⑬ 堆積土砂排除事業
⑭ たん水排除事業

## 資料４－14　農林水産業に関する特別の助成

① 農地等の災害復旧事業に係る補助の特別措置
② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業の補助の特例
③ 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助
④ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例
⑤ 森林組合等の行う堆積土砂の排除事業に対する補助
⑥ 土地改良区等の行うたん水排除事業に対する補助
⑦ 森林災害復旧事業に対する補助
⑧ 埼玉県農業災害対策特別措置条例に基づく助成措置

## 資料４－15　中小企業に関する特別の助成

① 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
② 小規模企業者等設備導入資金助成法による資付金の償還期間の特例
③ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助

## 資料４－16　その他の財政援助及び助成

① 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
② 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
③ 日本私学振興財団の業務の特例
④ 市町村が施行する伝染病予防事業に関する特例
⑤ 母子及び寡婦福祉法による国の貸付の特例
⑥ 水防資材費の補助の特例
⑦ り災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例
⑧ 産業労働者住宅建設資金融通の特例
⑨ 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等
⑩ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例
⑪ 上水道施設及び簡易水道施設の災害復旧事業に対する補助

## 資料４－17　埼玉県・市町村被災者安心支援制度

<table>
<tr><th>項目</th><th colspan="4">内容</th></tr>
<tr><td>目的</td><td colspan="4">自然災害によりその居住する住宅が全壊等した埼玉県内の世帯の生活の再建を支援するため。</td></tr>
<tr><td>対象災害</td><td colspan="4">自然災害（暴風、豪雨、豪雪、高潮、洪水、地震、津波、噴火、その他の異常な自然現象より生ずる災害）</td></tr>
<tr><td>支援対象世帯</td><td colspan="4">ア　当該自然災害によりその居住する住宅が全壊した世帯<br>イ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、又はその居住する住宅の敷地に被害が生じ、当該住宅の倒壊による危険を防止するため必要があること、当該住宅に居住するために必要な補修費等が著しく高額となることその他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯<br>ウ　当該自然災害により火砕流等による被害が発生する危険な状況が継続することその他の事由により、その居住する住宅が居住不能のものとなり、かつ、その状態が長期にわたり継続することが見込まれる世帯<br>エ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊し、基礎、基礎ぐい、壁、柱等であって構造耐力上主要な部分として被災者生活再建支援法施行令（平成１０年政令第３６１号）第２条に定めるものの補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イ及びウに掲げる世帯を除く。「大規模半壊世帯」という。）<br>オ　当該自然災害によりそのきゅじゅうする住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難であると認められる世帯（イからエまでに掲げる世帯を除く。「中規模半壊世帯」という。）<br>カ　当該自然災害によりその居住する住宅が半壊した世帯（イ、ウ及びエに掲げる世帯を除く。「半壊世帯」という。）<br>キ　特別な理由により県又は市町村が提供し、又は斡旋する公営住宅等に入居せず、自己の費用をもって賃借した民間賃貸住宅（以下「仮住宅」という。）に入居した全壊世帯</td></tr>
<tr><td rowspan="2">支給対象世帯<br>（支援対象世帯の要件）</td><td colspan="4">支援金の額</td></tr>
<tr><td>基礎支援金</td><td colspan="2">加算支援金</td><td rowspan="2">合計</td></tr>
<tr><td>支給額</td><td>住宅の再建方法　※２</td><td>支給額</td></tr>
<tr><td>アに該当<br>（全壊世帯）</td><td rowspan="3">100 万円<br>(75 万円)</td><td>建築・購入</td><td>200 万円<br>(150 万円)</td><td>300 万円<br>(225 万円)</td></tr>
<tr><td>イに該当<br>（半壊世帯）</td><td>補修</td><td>100 万円<br>(75 万円)</td><td>200 万円<br>(150 万円)</td></tr>
<tr><td>ウに該当<br>（長期避難世帯）</td><td>賃借</td><td>50 万円<br>(37.5 万円)</td><td>150 万円<br>(112.5 万円)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">エに該当<br>（大規模半壊世帯）</td><td rowspan="3">50 万円<br>(37.5 万円)</td><td>建築・購入</td><td>200 万円<br>(150 万円)</td><td>250 万円<br>(187.5 万円)</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>100 万円<br>(150 万円)</td><td>150 万円<br>(112.5 万円)</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>50 万円<br>(37.5 万円)</td><td>100 万円<br>(75 万円)</td></tr>
<tr><td rowspan="3">オに該当<br>（中規模半壊）</td><td rowspan="3">―</td><td>建築・購入</td><td>100 万円<br>(75 万円)</td><td>100 万円<br>(75 万円)</td></tr>
<tr><td>補修</td><td>50 万円<br>(37.5 万円)</td><td>50 万円<br>(37.5 万円)</td></tr>
<tr><td>賃借</td><td>25 万<br>(18.75 万円)</td><td>25 万<br>(18.75 万円)</td></tr>
<tr><td>カに該当</td><td>半壊特別給付金</td><td colspan="3">50 万円<br>(37.5 万円)</td></tr>
</table>

| | 給付金の額 | |
|---|---|---|
| | 支給額 | 支給期間 |
| キに該当 | 入居する民間賃貸住宅の賃借料（敷金、礼金、権利金、共益費、管理費等を除く。）相当額で、月額６万円（５人以上世帯では９万円）を上限 | 民間賃貸住宅に連続して入居する期間とし、最長１２月 |

１．（　）内は単数世帯である。単数世帯とは、自然災害の発生時において、その世帯に属する者の数が１である被災世帯をいう。
２．住宅の再建方法について、２以上の該当がある場合は、表の定める額のうち最も高いものとする。

# ５　条例、要綱等

## 資料５－１　小川町防災会議条例

# 小川町防災会議条例

昭和３７年１２月２５日条例第２０号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第１６条第６項の規定に基づき、小川町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)　小川町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

(2)　町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

(3)　前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。

(4)　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

２　会長は、町長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1)　指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者　１人

(2)　埼玉県の知事の部内の職員のうちから町長が任命する者　５人以内

(3)　埼玉県警察の警察官のうちから町長が任命する者　１人

(4)　町長がその部内の職員のうちから指名する者　６人以内

(5)　教育長

(6)　消防署長及び消防団長

(7)　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が任命する者　７人以内

(8)　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者　３人以内

(9)　前各号に掲げる者のほか、町長が特に必要と認めて任命する者　６人以内

６　第５項第７号、第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、埼玉県の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和３８年１月１日から施行する。

附　則（昭和４３年条例第２３号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和４７年条例第１２号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和４７年９月１日から適用する。

附　則（平成１２年条例第９号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成１２年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成３０年条例第１６号）

この条例は、平成３０年４月１日から施行する。

## 資料５－２　小川町防災会議委員名簿

**【 小川町防災会議委員 】**　　令和２年５月８日現在

| 委員の別 | 区分 | 機関名 | 職名 |
|---|---|---|---|
| 会　長 | | 小川町 | 町長 |
| 1号委員 | 指定地方行政機関の職員 | 国土交通省関東地方整備局<br>荒川上流河川事務所 | |
| 2号委員 | 埼玉県の知事の内部の職員 | 埼玉県川越比企地域振興センター | |
| | | 埼玉県東松山保健所 | |
| | | 埼玉県東松山農林振興センター | |
| | | 埼玉県東松山県土整備事務所 | |
| 3号委員 | 埼玉県警察の警察官 | 埼玉県小川警察署 | |
| 4号委員 | 内部の職員 | 小川町 | 副町長<br>防災地域支援課長<br>健康福祉課長<br>長生き支援課長<br>建設課長<br>上下水道課長 |
| 5号委員 | 教育長 | 小川町教育委員会 | 教育長 |
| 6号委員 | 消防署長及び消防団長 | 比企広域消防本部　小川消防署 | 署長 |
| | | 比企広域市町村圏組合　小川消防団 | 団長 |
| 7号委員 | 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員 | 日本赤十字社　小川赤十字病院 | |
| | | 日本郵便株式会社　小川郵便局 | |
| | | 東日本電信電話株式会社<br>埼玉事業部埼玉西支店 | |
| | | 東京電力パワーグリッド株式会社<br>熊谷支社 | |
| | | 東武鉄道株式会社　小川町駅 | |
| | | 埼玉県LPガス協会　東松山支部 | |
| 8号委員 | 自主防災組織又は学識経験者 | 腰二区自主防災会 | |
| | | 仲町区 | |
| | | 学識経験者 | |
| 9号委員 | 町長が必要と認める者 | 小川町赤十字奉仕団 | |
| | | 小川町民生委員･児童委員協議会 | |
| | | 一般社団法人比企医師会 | |
| | | 埼玉中央農業協同組合　小川支店 | |
| | | 小川町商工会 | |
| | | 社会福祉法人小川町社会福祉協議会 | |
| 計 | | | 31名 |

## 資料５－３　小川町災害対策本部条例

# 小川町災害対策本部条例

昭和３７年１２月２５日条例第２１号

最終改正　平成２５年９月１０日条例第３０号

（趣旨）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条の２第８項の規定に基づき小川町災害対策本部に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（委任）

第４条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和３８年１月１日から施行する。

附　則（平成２５年条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成２５年条例第３０号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料５－４　災害時における応援協定一覧

| No | 名称 | 相手先 | 締　結<br>年月日 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書 | 埼玉県内の水道事業体<br>水道用水供給事業体 | 昭和 54 年<br>3 月 1 日 | 救助、復旧の相互協力 |
| 2 | 埼玉県防災ヘリコプター応援協定 | 埼玉県、県内市町村<br>消防事務組合 | 平成 3 年<br>3 月 29 日 | 災害時における防災ヘリコプターの応援 |
| 3 | 大規模災害時における相互応援に関する協定書 | 埼玉県内市町村<br>（13 市町村） | 平成 8 年<br>3 月 1 日 | 救助、復旧の相互協力 |
| 4 | 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書 | 小川町食品衛生協会 | 平成 12 年<br>7 月 10 日 | 災害時の応急食糧供給に関する応援 |
| 5 | 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書 | （社）埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部 | 平成 18 年<br>9 月 1 日 | 災害時の民間賃貸住宅の提供支援 |
| 6 | 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書 | 埼玉県電気工事工業組合 | 平成 20 年<br>12 月 16 日 | 災害時における電気設備等の復旧活動 |
| 7 | 災害時における県立高校の使用に関する覚書 | 埼玉県立小川高等学校 | 令和 2 年<br>12 月 1 日 | 災害時における避難施設としての使用 |
| 8 | 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省関東地方整備局 | 平成 23 年<br>1 月 28 日 | 災害時の情報交換 |
| 9 | 災害時における物資の輸送に関する協定書 | （一社）埼玉県トラック協会小川・松山支部 | 平成 24 年<br>2 月 22 日 | 災害時における物資の輸送 |
| 10 | 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容、安置、搬送に関する協定書 | 埼玉葬祭業協同組合<br>全日本葬祭業協同組合連合会 | 平成 24 年<br>8 月 1 日 | 災害時の葬祭に関する応援 |
| 11 | 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書 | 自動販売機設置者 | 平成 24 年<br>3 月から | 災害時における自動販売機商品の無償提供 |
| 12 | 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書 | 松岡醸造(株)<br>晴雲酒造(株)<br>武蔵鶴酒造(株) | 平成 26 年<br>5 月 27 日 | 災害時の応急給水活動に関する応援 |
| 13 | 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 | 東日本電信電話（株） | 平成 27 年<br>3 月 31 日 | 災害時おける被災者等の通信確保を目的とした特設公衆電話の設置及び利用・管理等 |
| 14 | 災害時におけるＬＰガスの優先供給に関する協定書 | （一社）埼玉県ＬＰガス協会東松山支部 | 平成 28 年<br>12 月 8 日 | 災害時のＬＰガスの優先供給 |
| 15 | 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書 | 埼玉県・（公社）公益社団法人日本下水道管路管理業協会県内市町及び組合 | 平成 29 年<br>9 月 20 日 | 災害時の下水道管路施設の復旧支援 |

| No | 名称 | 相手先 | 締　結<br>年月日 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 16 | 災害時における物資等の供給協力に関する協定書 | 埼玉中央農業協同組合 | 平成 29 年<br>10 月 11 日 | 災害時における主食救援及び救助活動に必要な車両の供給協力 |
| 17 | 災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書 | (株)技術開発コンサルタント | 平成 29 年<br>10 月 11 日 | 災害時における無人航空機による協力 |
| 18 | 災害時における燃料の供給に関する協定書 | 埼玉中央農業協同組合 | 平成 30 年<br>2 月 19 日 | 災害時における救援活動に対する燃料の優先供給 |
| 19 | 災害時における燃料の供給に関する協定書 | (有)エネルギア小川サービスステーション<br>小川石油(株)<br>(株)奥平石油店<br>(株)佐山商店<br>堀川産業(株)小川営業所 | 平成 30 年<br>2 月 22 日 | 災害時における救援活動に対する燃料の優先供給 |
| 20 | 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書 | 埼玉司法書士会 | 平成 30 年<br>2 月 22 日 | 災害時における被災者に対する相談支援 |
| 21 | 災害時における被災者支援に関する協定書 | 埼玉県行政書士会 | 平成 30 年<br>2 月 28 日 | 災害時における被災者に対する相談支援 |
| 22 | 災害時における物資供給に関する協定書 | NPO 法人コメリ災害対策センター | 平成 30 年<br>12 月 14 日 | 災害時における生活物資の供給・運搬の協力 |
| 23 | 災害時における生活物資の供給協力に関する協定 | （株）カインズ | 平成 30 年<br>12 月 14 日 | 災害時における生活物資の供給・運搬の協力 |
| 24 | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | （福）宏仁会<br>特別養護老人ホーム<br>さくらぎ苑 | 平成 31 年<br>2 月 21 日 | 災害時における福祉避難所の設置運営の協力 |
| 25 | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 日本赤十字社埼玉県支部<br>特別養護老人ホーム<br>小川ひなた荘 | 平成 31 年<br>2 月 21 日 | 災害時における福祉避難所の設置運営の協力 |
| 26 | 防犯カメラ等を併設した自動販売機の設置及び管理に関する協定書 | （一社）安全・安心まちづくり ICT 推進機構 | 平成 31 年<br>4 月 1 日 | 防犯カメラを併設した緊急時飲料無償提供機能等を有する清涼飲料自動販売機の設置 |
| 27 | 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 | （株）ゼンリン | 令和元年<br>8 月 23 日 | 地図製品等の供給の協力 |
| 28 | 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | （福）栄寿会 | 令和元年<br>9 月 27 日 | 災害時における福祉避難所の設置運営の協力 |

| No | 名称 | 相手先 | 締 結<br>年月日 | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| 29 | 災害時における停電復旧の連携等に関する協定書 | 東京電力パワーグリッド（株）熊谷支社 | 令和２年<br>８月 31 日 | 災害時の停電復旧の協力 |
| 30 | 災害に係る場発信等に関する協定 | ヤフー（株） | 令和２年<br>10 月 20 日 | 災害に係る情報発信等の協力 |
| 31 | 小川町と日本郵便株式会社との包括連携協定書 | 日本郵便（株） | 令和２年<br>10 月 28 日 | 災害発生時の協力や道路等の損傷発見報告の他、地方創生等に関する協力 |
| 32 | 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書 | 小川地区清掃組合<br>(有)ウエイト<br>小川清掃(株)<br>(株)滑川環境保全<br>(有)クリナス<br>新埼玉環境センター(株)<br>嵐山運輸（株）<br>（株）環境サービス | 令和２年<br>11 月２日 | 災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等の協力 |
| 33 | 災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書 | 小川地区清掃組合<br>(有)ウエイト<br>小川清掃(株)<br>(株)滑川環境保全<br>(有)クリナス<br>新埼玉環境センター(株)<br>嵐山運輸（株）<br>（株）環境サービス | 令和２年<br>11 月２日 | 災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等の協力 |
| 34 | 災害時の医療救護に関する協定 | （一社）比企医師会 | 令和３年<br>３月 18 日 | 災害時の医療救護に関する協力 |
| 35 | 災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書 | 埼玉県教育委員会 | 令和３年<br>６月 16 日 | 災害時における施設の使用に関する協力 |
| 36 | 災害時等における施設の使用等に関する協定 | （株）ヤオコー | 令和４年<br>２月７日 | 災害時等における車中避難場所として施設等の使用に関する協力 |

## 資料５－５　日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書

### 日本水道協会埼玉県支部西部地区災害相互援助に関する覚書

（趣　旨）

第１条　この覚書は、水道に係る災害対策の重大性にかんがみ、日本水道協会埼玉県支部の西部地区会員都市(以下「会員都市」という。)に災害が発生した際、円滑かつ迅速なる救護活動を実施するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡部課等）

第２条　会員都市は、非常災害に備えてあらかじめ連絡担当部課を定め、災害が発生したとき又は災害が発生するおそれのあるときは、速やかに必要な情報を相互に連絡又は交換するものとする。

（援助要請の手続）

第３条　災害を受けて他の会員都市に応援を求めようとする都市は、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、前条の連絡部課を通じても役務の提供、緊急援助物資の調達その他必要な措置を要請するものとしも要請を受けた都市は、極力これに応じ、援助に努めるものとする。

（援助経費の負担）

第４条　前条の援助に要する経費の負担は、法令その地に別段の定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。

(1)応援都市の職員を派遣するため要する費用は、応援都市が支弁し、被応援都市は、応援都市の旅費に関する規程による当該応援職員の旅費相当額の範囲内の額を負担する。

(2)応援物資の調達その他援助に要する経費は、被応援都市が負担する。

(3)応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、被災地において応急治療する場合、その治療費は、被応援都市の負担とする。

(4)応援職員が業務上第三者に被害を加えた場合において、当該損害が応援業務に従事中に生じたものについては被応援都市が、被応援都市への往復途中に生じたものについては、応援都市が、その賠償の責に任ずる。

２　前項の定めにより難いときは、関係都市が協議して定める。

（物資等の調査交換）

第５条　会員都市は、非常災害に際し援助物資などの相互融通を円滑にするため、おのおのその保有する物資、車両、機械器具などの品目その他を調査し、その結果を毎年定期的に相互に交換する。

（災害防止方策の調査研究）

第６条　会員都市は、非常災害に備えも常に災害防止の方策について調査、研究を行い、その結果及びその他参考となる資料を相互に交換する。

（有効期間）

第７条　この覚書の有効期間は、昭和 54 年３月１日から昭和 55 年２月 29 日までとする。

2　前項の期間満了の日の 1 箇月前までに、会員都市のいずれからもこの覚書を改定する意志表示がないときは、更に、1 年間有効期間を延長するものとし、以後、この例による。

3　会員都市は、この覚書の有効期間内においても、協議のうえ、この覚書を改定することができる。

（委　任）

第８条　会員都市は、この覚書の趣旨に則り、広域的な相互援助を図るため、代表幹事都市に、埼玉県支部長及び、他地区代表幹事都市と相互援助に係る覚書の締結を委任する。

2　会員都市は、前項により、代表幹事都市が締結した覚書の遵守義務を負うものとする。

この覚書の成立を証するため本書を 23 通作成し日本水道協会埼玉県支部西部地区代表幹事都市及び、同会員都市が、それぞれ記名押印のうえ、各自１通を保有する。

昭和 54 年３月１日

| | | |
|---|---|---|
| 日本水道協会埼玉支部<br>西部地区代表幹事都市 | 川越市長 | 加藤龍二 |
| 日本水道協会埼玉県支部<br>西部地区会員都市 | 所沢水道事業<br>管理者 | 池田真快 |
| 同上 | 飯能市長 | 市川宗貞 |
| 同上 | 狭山市長 | 町田佐一 |
| 同上 | 入間市長 | 水村仁平 |
| 同上 | 東松山市長 | 芝崎亨 |
| 同上 | 富士見市長 | 山田三郎 |
| 同上 | 上福岡市長 | 田中喜三 |
| 同上 | 大井町長 | 駒井忠光 |
| 同上 | 三芳町長 | 山田義夫 |
| 同上 | 毛呂山町長 | 下田養平 |
| 同上 | 越生町長 | 町田幸純 |
| 同上 | 日高町長 | 大澤正雄 |
| 同上 | 小川町長 | 田口勘造 |
| 同上 | 嵐山町長 | 関根茂章 |
| 同上 | 川島町長 | 持木俊雄 |
| 同上 | 吉見町長 | 木村嘉正 |
| 同上 | 滑川村長 | 小久保正男 |
| 同上 | 鳩山村長 | 宮崎得一 |
| 同上 | 坂戸鶴ヶ島水道企業団　企業長 | 岸田長 |
| 同上 | 都幾川玉川水道企業団　企業長 | 山口英一 |
| 同上 | 名栗村長 | 町田真之亮 |
| 同上 | 東秩父村長 | 白石英雄 |

## 資料５－６　埼玉県防災ヘリコプター応援協定

### 埼玉県防災ヘリコプター応援協定

（目　的）

第 1 条　この協定は、埼玉県下の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、埼玉県の所有する防災ヘリコプター（以下「防災ヘリ」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協定区域）

第 2 条　この協定区域は、前条の市町村等の区域とする。

（災害の範囲）

第 3 条　この協定において、災害とは、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 1 条に規定する災害をいう。

（応援要請）

第 4 条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「発災市町村等」という。）の長が、次のいずれかに該当し、防災ヘリの活動を必要と判断する場合に、埼玉県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
(2) 発災市町村等の消防力によっては防ぎょが著しく困難な場合
(3) その他救急搬送等防災ヘリによる活動が最も有効な場合

2　応援要請は、埼玉県環境部防災課防災航空係（以下「防災航空隊」という。）に、電話等により、次の事項を明らかにして行うものとする。

(1) 災害の種別
(2) 災害発生の場所及び被害の状況
(3) 災害発生現場の気象状態
(4) 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
(5) 応援に要する資機材の品目及び数量
(6) その他必要な事項

（防災航空隊の派遣）

第 5 条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状態を確認の上、応援するものとする。

2　前項の規定による要請に応ずることができない場合は、知事は、その旨を速やか発災市町村等の長に通報するものとする。

（防災航空隊の隊員の指揮）

第 6 条　前条第 1 項の規定により応援する場合において、災害現場における防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、発災市町村等の消防長（消防本部をおかない村にあっては、当該村長。）が行うものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、発災市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、埼玉県下消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

（経費負担）

第８条　この協定に基づく応援に要する経費は、埼玉県が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する経費は、相互応援協定第 13 条の規定にかかわらず、埼玉県が負担するものとする。

（その他）

第９条　この協定に定めのない事項は、埼玉県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適　用）

第 10 条　この協定は、平成３年４月１日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 52 通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印の上、それぞれの一通を所持する。

平成３年３月 29 日

| | |
|---|---|
| 埼玉県 | 埼玉県知事 |
| 浦和市 | 浦和市長 |
| 行田市 | 行田市長 |
| 飯能市 | 飯能市長 |
| 春日部市 | 春日部市長 |
| 羽生市 | 羽生市長 |
| 与野市 | 与野市長 |
| 越谷市 | 越谷市長 |
| 戸田市 | 戸田市長 |
| 鳩ヶ谷市 | 鳩ヶ谷市長 |
| 志木市 | 志木市長 |
| 川口市 | 川口市長 |
| 大宮市 | 大宮市長 |
| 所沢市 | 所沢市長 |
| 岩槻市 | 岩槻市長 |
| 狭山市 | 狭山市長 |
| 上尾市 | 上尾市長 |
| 草加市 | 草加市長 |
| 蕨市 | 蕨市長 |

| | |
|---|---|
| 入間市 | 入間市長 |
| 朝霞市 | 朝霞市長 |
| 和光市 | 和光市長 |
| 新座市 | 新座市長 |
| 桶川市 | 桶川市長職務代理者<br>桶川市助役 |
| 北本市 | 北本市長 |
| 八潮市 | 八潮市長 |
| 三郷市 | 三郷市長 |
| 蓮田市 | 蓮田市長 |
| 幸手市 | 幸手市長 |
| 伊奈町 | 伊奈町長 |
| 日高町 | 日高町長 |
| 宮代町 | 宮代町長 |
| 白岡町 | 白岡町長 |
| 杉戸町 | 杉戸町長 |
| 庄和町 | 庄和町長 |
| 寄居地区消防組合 | 寄居地区消防組合管理者 |
| 久喜地区消防組合 | 久喜地区消防組合管理者 |
| 秩父広域市町村圏組合 | 秩父広域市町村圏組合管理者 |
| 入間東部地区消防組合 | 入間東部地区消防組合管理者 |
| 小川地区消防組合 | 小川地区消防組合管理者 |
| 吉川町松伏町消防組合 | 吉川町松伏町消防組合管理者 |
| 児玉郡市広域市町村組合 | 児玉郡市広域市町村圏組合管理者 |
| 熊谷地区消防組合 | 熊谷地区消防組合管理者 |
| 東松山地区消防組合 | 東松山地区消防組合管理者 |
| 坂戸・鶴ヶ島消防組合 | 坂戸・鶴ヶ島消防組合管理者 |
| 川越地区消防組合 | 川越地区消防組合管理者 |
| 加須地区消防組合 | 加須地区消防組合管理者 |
| 鴻巣地区消防組合 | 鴻巣地区消防組合管理者 |
| 西入間広域消防組合 | 西入間広域消防組合管理者 |
| 深谷市岡部町共同事務組合 | 深谷市岡部町共同事務組合管理者 |
| 名栗村 | 名栗村長 |
| 南河原村 | 南河原村長 |

## 資料５－７　大規模災害時における相互応援に関する協定書

### 大規模災害時における相互応援に関する協定書

熊谷市長、東松山市長、坂戸市長、滑川町長、嵐山町長、小川町長、都幾川村長、玉川村長、川島町長、吉見町長、鳩山町長、東秩父村長及び大里村長は大規模災害時の相互応援に関し、次のとおり協定する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村、玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村(以下「協定市町村」という。)の区域において地震等による大規模災害が発生し、独自では十分に被災者の救援等の応急措置が実施できない場合、本協定を締結した協定市町村は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 67 条第１項の規定に基づき、被災の協定市町村が応援を要請する応急措置等、迅速かつ円滑に遂行するための必要な事項について定めるものとする。

（連絡担当課等）

第２条　協定市町村は、相互応援に関する連絡担当課等を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡するものとする。

（連絡調整員の派遣）

第３条　協定市町村は、必要があると認めるときは、被災協定市町村の災害対策本部に連絡調整員の職員を派遣することができる。

（応援の内容及び範囲）

第４条　応援の内容は、次のとおりとする。

(1)応援措置等を行うに当たって必要となる情報の収集及び提供
(2)食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供
(3)被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧に必要な資機材の提供
(4)災害応急活動に必要な車両及び職員の派遣
(5)協定市町村の行政境界に隣接する指定避難場所の相互利用
(6)被災者の一時収容のための施設の提供及びあっせん
(7)被災児童生徒の小中学校への一時受入れ
(8)前各号に定めるもののほか特に要請のあった事項

２　前項の応援範囲は、隣接する協定市町村を原則とするものとする。ただし、災害被害の状況によってはこの限りではない。

（応援要請）

第５条　協定市町村は、応援を受けようとする場合、次の各号の事項を明らかにして、電話等により要請し、後日別記災害応援要請書を提出するものとする。

(1)被害の状況
(2)応援の場所

(3)応援の期間
(4)必要とする食糧、飲料水及び生活必需物資の品名と数量
(5)必要とする資機材、物資及び車両等の品名と数量
(6)必要とする職種別人員
(7)小中学校への一時受け入れを希望する被災児童生徒の人数及び期間等
(8)その他、応援を必要とする事項等

（応援の自主出動）
第 6 条　協定市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、応援要請を待ついとまがないと認めた場合は、他の協定市町村と協力し、自主的に被災の協定市町村の情報収集を行い、その結果を埼玉県に伝達するものとする。
2　応援する協定市町村は、前項の情報収集の結果を踏まえ、被災の協定市町村に代わり必要な応援要請を協定市町村に行うとともに、緊急応援活動を実施することができるものとする。

（応援経費の負担）
第 7 条　応援に要する経費の負担は、法令その他別に定めがあるものを除くほか、次のとおりとする。
(1)職員の派遣に要する経費は、応援を行う協定市町村が負担する。
(2)前号に掲げるもののほか、応援物資の調達その他応援に要する経費は応援を受ける協定市町村が負担する。

（情報の交換）
第 8 条　協定市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ情報交換を行うものとする。

（その他）
第 9 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施に関し必要な事項は、協定市町村がその都度協議して定める。
2　この協定の実施に関し必要な事項は、第 2 条に規定する連絡担当課等が協議して定める。

第 10 条　この協定は、締結の日から効力を生ずる。
この協定の締結を証すため、本協定書 13 通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、その 1 通を保持する。

平成 8 年 3 月 1 日

熊谷市宮町 2-47-1
熊　谷　市
　熊谷市長　　小　林　一　夫

東松山市松葉町 1-1-58
東　松　山　市
　東松山市長　坂　本　祐　之　輔

坂戸市千代田 1-1-1
坂　戸　市
　坂戸市長　　宮　崎　雅　好

滑川町福田 750-1
滑　川　町
　滑川町長　　上　　野　　昇

嵐山町菅谷 445-1
嵐　山　町
　嵐山町長　　関　根　昭　二

小川町大字大塚 55
小　川　町
　小川町長　　松　本　繁　夫

都幾川村大字桃木 32
都　幾　川　村
　都幾川村町長　田　中　郁　也

玉川村大字玉川 2490
玉　川　村
　玉川村長　　柏　俣　昌　平

川島町平沼 117
川　島　町
　川島町長　　山　口　泰　正

吉見町下細谷 411
吉　見　町
　吉見町長　　新　井　敬　三

鳩山町大豆戸 184-16
鳩　山　町
　鳩山町長　　宮　崎　得　一

東秩父村大字御堂 634
東　秩　父　村
　東秩父村長　山　﨑　要　治

大里村中曽根 654-1
大　里　村
　大里村長　　吉　原　文　雄

# 大規模災害時の隣接市町村相互応援に関する協定実施細目

（趣　旨）

第１条　この実施細目は、大規模災害時の熊谷市、東松山市、坂戸市、滑川町、嵐山町、小川町、都幾川村玉川村、川島町、吉見町、鳩山町、東秩父村及び大里村との相互応援に関する協定（以下「協定」という。）第９条第２項の規定に基づき協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当課等）

第２条　協定第２条に規定する連格担当課等は、別表のとおりとする。

（要請の方法）

第３条　協定第５条に規定する応援要請は、電話等又は連絡調整の職員を通じて行うものとし、後に文書で応援の協定市町村に提出するものとする。

（職員の表示）

第４条　応援職員及び協定第３条に規定する連絡調整の職員（以下「応援職員」という。）は、応援市町村名を表示する腕章等を着用し、その身分を明らかにするものとする。

（職員の携行品）

第５条　応援職員は、災害状況に応じ、必要な被服、当座の食糧及び携帯電話等を携行するものとする。

（職員に対する便宜の供与）

第６条　被災の協定市町村は、応援職員に対する宿泊所のあっせんその他の便宜を供与するものとする。

（応援の内容）

第７条協定第４条に規定する応援内容の具体的項目は、協定市町村ごとに作成し、必要に応じ見直しを行うとともに、その内容を相互に交換するものとする。

（防災訓練）

第８条　協定市町村は、応援が円滑に行われるよう、必要な訓練を適時行うものとする。

（職員の派遣に要す経費負担）

第９条　協定第７条に規定する経費のうち、応援職員の派遣に要した経費の負担は次の各号に掲げるとおりとする。

(1)応援職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、地方公務員災害補償法の規定に基づき必要な補償を行うものとする。

(2)応援職員が業務上第三者に損害を与えた場合は、その損害が応援業務従事中に生じたものについては応援を受けた協定市町村が、応援の往復途中において生じたものについては、応援の協定市町村が賠償の責めに負うものとする。

（経費の支払方法）

第 10 条　応援の協定市町村が、協定第 7 条第 2 号の規定により、応援に要した経費は、次の各号に定めるところにより算出した額を応援を受けた協定市町村に請求できるものとする。

(1)提供した物資の時価評価額又は購入費及び輸送費

(2)車両及び機械器具の借士料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費

(3)施設の提供については、借上料

(4)協定第 4 条第 8 号に規定する事項については、その実施に要した額

（経費負担の協議）

第 11 条　協定第 7 条の規定にかかわらず、被災の協定市町村の被災状況を勘案し、特段の事情があると認めるときは、応援に要した経費の負担について、協定市町村は協議することができるものとする。

（情報の交換）

第 12 条　協定第 8 条に定める情報の交換資料は、協定市町村の地域防災計画及びその他応援に必要とする資料とする。

（協定の見直し）

第 13 条　協定及び実施細目は、必要に応じ見直すこととし、その事務処理については、提案をする協定市町村が取りまとめをする。

附　則

この実施細目は、平成 8 年 3 月 1 日から施行する。

別　表

連絡担当部課

| 市町村名 | NTT 電話番号 | 部課等 | 県防災無線番号（地上系） |
|---|---|---|---|
| 熊　谷　市 | 電話　048-524-1111<br>FAX.　048-525-9051 | 市長公室危機管理室 | 庁内電話　88-4202-333<br>防災専用電話・FAX　4702 |
| 東 松 山 市 | 電話　0493-21-1405<br>FAX.　0493-22-7799 | 秘書室危機管理課 | 庁内電話　88-4212-618<br>防災専用電話・FAX　4710 |
| 坂　戸　市 | 電話　049-283-1331<br>FAX.　049-283-3903 | 総務部防災安全課 | 庁内電話　88-4239-218<br>防災専用電話・FAX　4736 |
| 滑　川　町 | 電話　0493-56-6912<br>FAX.　0493-56-2448 | 総務政策課 | 庁内電話　88-4341-124<br>防災専用電話・FAX　4748 |
| 嵐　山　町 | 電話　0493-62-2152<br>FAX.　0493-62-5935 | 地域支援課 | 庁内電話　88-4242-221<br>防災専用電話・FAX　4749 |
| 小　川　町 | 電話　0493-72-1221<br>FAX.　0493-74-2920 | 防災地域支援課 | 庁内電話　88-4343-352<br>防災専用電話・FAX　4750 |
| ときがわ町 | 電話　0493-65-1650<br>FAX.　0493-65-3631 | 総務課 | 庁内電話　88-4349-2221<br>防災専用電話・FAX　4752 |
| 川　島　町 | 電話　049-299-1753<br>FAX.　049-297-6058 | 総務課 | 庁内電話　88-4346-174<br>防災専用電話・FAX　4753 |
| 吉　見　町 | 電話　0493-54-1513<br>FAX.　0493-54-4200 | 総務課 | 庁内電話　88-4347-216<br>防災専用電話・FAX　4754 |
| 鳩　山　町 | 電話　049-296-1214<br>FAX.　049-296-2594 | 総務課 | 庁内電話　88-4348-200<br>防災専用電話・FAX　4755 |
| 東 秩 父 村 | 電話　0493-82-1221<br>FAX.　0493-82-1562 | 総務課 | 庁内電話　88-4369-161<br>防災専用電話・FAX　4764 |

（注１）この別表については、平成２９年４月現在の内容に修正した。
（注２）県防災行政無線（地上系）の庁内電話 88-　は、小川町から電話をする場合に必要な発信特番を付したものである。

## 資料５－８　災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書

### 災害時における応急食糧供給等の協力に関する協定書

小川町(以下「甲」という。)と小川町食品衛生協会(以下「乙」という。)は、小川町域に地震、風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合(以下「災害時」という。)の応援協力に関し、次のとおり協定する。

(趣　旨)
第 1 条　この協定は、小川町域で災害時の応援協力に関し、甲と乙が相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、応急食糧供給等の協力に関する事項について定めるものとする。

(応援協力の種類)
第 2 条　乙の甲への応援協力の種類は、次のとおりとする。
(1)保有食糧品の供給
(2)仕出し弁当等の供給
(3)炊き出しへの協力
(4)前 3 号に定めるもののほか、特に必要があると認めるもの

(連絡調整の窓口)
第 3 条　両者は平常時において、あらかじめ応援協力に関する連絡窓口を定め、必要な情報を相互に提供するものとする。

(応援要請の手続)
第 4 条　甲の乙に対する応援要請手続は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭又は電話をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

(応急食糧供給の協力実施)
第 5 条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けた時は、保有食糧品及び仕出し弁当等の優先供給及び運搬に対する協力等に、可能の限り積極的に努めるものとする。

(応急食糧)
第 6 条　甲が乙に要請する災害時の応急食糧は、被害の状況に応じ、原則として別表 1 のとおり指定する。

(経費の負担)
第 7 条　応援協力に要する経費の負担は、次のとおりとする。
(1)供給した保有食糧品の対価については、甲が負担する。
(2)供給した仕出し弁当等の対価については、甲が負担する。
(3)炊き出しの材料実費分については、甲が負担する。
(4)前 3 号に掲げる以外の経費は、甲乙協議の上決定する。
2　前項 1 号から 3 号に規定する経費は、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前にお

ける適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（協　議）
第 8 条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため本協定書 2 通を作成し、双方記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 12 年 7 月 10 日

甲　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地

小川町長　　増　田　幸　次

乙　埼玉県比企郡小川町大字大塚 540 番地

小川町食品衛生協会

会　　長　　高　橋　秀　夫

別　表１

災害時応急食糧

| 段階想定 | 第１段階<br>ライフラインストップ | 第２段階<br>電気復旧 | 第３段階<br>水道復旧 |
|---|---|---|---|
| 期　間 | 災害当日から２日 | ３日から６日 | ７日以降 |
| 品　目 | 水・飲料<br>菓子パン<br>果　物<br>レトルト食品<br>缶　詰<br>その他 | 水・飲料<br>菓子パン・調理パン<br>果　物<br>レトルト食品<br>缶　詰<br>切り餅<br>インスタント食品<br>仕出し弁当<br>その他 | 米<br>食パン<br>麺　類<br>ジャム、バター<br>肉・魚<br>野　菜<br>果　物<br>レトルト食品<br>インスタント食品<br>緑茶・コーヒー・紅茶<br>仕出し弁当<br>その他 |

（１）　応急食糧は、概ね上記の段階、期間ごと品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（２）　品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

## 資料５－９　災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

### 災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書

小川町(以下「甲」という。)と社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部(以下「乙」という。)とは、小川町内において災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 2 条第 1 号に規定する災害が発生した場合、民間賃貸住宅の提供支援に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣　旨)

第 1 条　甲は、小川町内において災害が発生し、家屋の倒壊や焼失等の理由により居住できなくなった被災者に対し、応急的な住宅として民間賃貸住宅への入居の支援を乙に求めることに関して、基本的事項を定めるものとする。

(協力要諸)

第 2 条　甲は、災害時において被災者への一時的供給居住を確保するために、乙に対し、入居可能な民間賃貸住宅の情報提供及び住宅提供の支援を要請するものとする。

(協　力)

第 3 条　乙は、甲の前条に基づく要請があった場合は、民間賃貸住宅の情報提供と住宅提供の支援について、甲に可能な限り協力するものとする。

(協　議)

第 4 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書 2 通を作成し、甲乙記名捺印の上、各 1 通を保有する。

平成 18 年 9 月 1 日

甲　　比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町
小川町長　笠　原　喜　平

乙　　川越市仙波町 2 丁目 5 番地 9
社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉西部支部
支 部 長　横　田　庄　平

## 資料５－10　災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

### 災害時における電気設備等の復旧に関する協定書

埼玉県と埼玉県電気工事工業組合との「災害時における電気設備等の復旧に関する協定書」の趣旨に基づき、小川町（以下「甲」という。）と埼玉県電気工事工業組合（以下「乙」という。）との間において、災害時における電気設備等の復旧活動等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の町城内において災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う支援協力の要請に関し、その手続きを定め、災害応急対策及び災害復興対策を円滑に実施できることを目的とする。

（支援協力の種類）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

（１）公共施設等の電気設備等の復旧活動に関すること。

（２）町内における電気に係る事故防止に関すること。

（３）活動中に二次災害等を発見した場合には、関係機関に通報すること。

（４）前号の規定の通報により、関係機関からの指示に従うこと。

（５）災害発生時における復旧に関すること。

２　甲及び乙は、前項に定めのない場合については、協議のうえ相互に協力を要請することができる。

（支援協力要請の手続き）

第３条　乙は甲に対し、前条の規定の支援協力を受けようとする場合には、次の事項を明らかにし、「支援要請書」（別紙様式第１）をもって要請するものとする。

ただし、緊急を要する場合は、電話等により支援要請し、事後速やかに支援要請書を交付するものとする。

（１）支援協力の種類

（２）支援協力の具体的な内容、施設名及び場所等

（３）支援協力を希望する期間

（支援協力の実施）

第４条　前条の規定により、甲から支援要請を受けた乙は、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援がきでない場合には、その旨を電話等により連絡するものとする。

（復旧作業後の引渡）
第５条　乙は、甲の要請による電気設備等が復旧した場合には、直ちに甲に「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第２）により報告し、相互に作業内容を確認し、甲に引渡すものとする。ただし、緊急を要するときは、電話により報告し、速やかに「災害復旧業務完了報告書報告」（別紙様式第２）を提出する。

（復旧実施マニュアルの提示）
第６条　乙は甲の要請に対応するために、災害復旧のための実施マニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（経費の負担）
第７条　乙が、甲の要請により支援協力に要した経費については、甲・乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。なお、資材、人工の価格は、適正な価格とする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、平成 20 年 12 月 16 日から平成 21 年３月 31 日までとする。
２　前項の規定にかかわらず、期間満了の１ヶ月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、この協定を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第９条　協定について、疑義を生じた時又は定めのない事項については、甲、乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、それぞれ各１通を保有する。

平成 20 年 12 月 16 日

甲　　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町
小川町長　笠　原　喜　平

乙　　埼玉県さいたま市北区宮原 1 丁目 39 番地
埼玉県電気工事工業組合
理 事 長　小　澤　浩　二

## 資料５－11　災害時における県立高校の使用に関する覚書

### 災害時における県立学校の使用に関する覚書

埼玉県立小川高等学校（以下「甲」という。）と小川町（以下「乙」という。）は、災害時における施設の使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時に乙が、甲の所有、管理する施設及び用地の一部を避難施設等（以下、「避難施設等」）として使用することについて必要な事項を定める。

（災害の種類）

第２条　本覚書で想定している災害とは次の各項は次のとおりとする。

（１）　地震

（２）　洪水

（３）　その他

（避難施設等）

第３条　本覚書における「避難施設等」及び「立ち入り禁止施設等」は、別紙１に定めるとおりとする。

２　甲は、災害発生時に備え、乙に別紙２の鍵を１組貸与し、乙は貸与された鍵を適切に保管するものとする。

３　乙は、本覚書に関する連絡責任者、貸与された鍵の保管責任者及び災害発生時の鍵の取扱者を定め、変更の有無に関わらず、毎年４月１０日までに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

４　前項に定める連絡責任者、鍵の保管責任者及び鍵の取扱者に変更があった場合には、速やかに別紙３により甲及び埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

５　甲は、本覚書に関する連絡責任者及び担当者を定め、変更の有無に変わらず、毎年４月１０日までに別紙４により乙及び埼玉県教育委員会へ報告をしなければならない。

６　前項に定める連絡責任者及び担当者に変更があった場合には、速やかに別紙４により乙および埼玉県教育委員会へ報告しなければならない。

（避難所開設等）

第４条　乙は、休日・夜間等、甲が不在の時に災害が発生した場合において、甲の到着を待つことなく、避難所を開設することができる。ただし、その場合であっても乙は甲に遅滞なく避難所を開設した旨を報告しなければならない。

２　避難所における初期対応は甲が行うことが必要となるが、初期対応後は乙が主体的に避難所に関する体制を整え、避難所運営を行わなければならない。避難所運営に当たって甲は後方支援を行うものとする。

（備品等の使用）
第５条　避難施設等を使用するにあたって、乙は避難施設等にある甲の保有する物品や生徒の所有物等について、保全を図り、紛失や盗難等がないよう努めなければならない。

（防災関連情報の交換）
第６条　甲及び乙は、防災計画の状況等、それぞれが保有する防災関連情報を、少なくとも年１回相互に交換し、災害時の対応についてあらかじめ協議を行うものとする。
（防災訓練の参加）
第７条　甲は、乙が行う避難施設等を利用した防災訓練等に協力するものとする。なお、協力の方法等は、甲乙協議の上、決定するものとする。
（覚書の有効期間）
第８条　本覚書の期間は締結の日から施行し、甲又は乙からの解除の申し出がない限り、継続するものとする。
（協議）
第９条　前各条に定めのない事項及び本覚書に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議の上、決定するものとする。

本覚書の締結を証するため、本書２通を作成し甲乙記名押印の上、それぞれの１通を所持する。

令和２年１２月１日

比企郡小川町大字大塚１１０５
甲　埼玉県立小川高等学校
校長　韮塚　雄一

比企郡小川町大字大塚５５
乙　小川町
小川町長　松本　恒夫

## 資料５－12　災害時の情報交換に関する協定

### 災害時の情報交換に関する協定

国土交通省関東地方整備局長　下保修（以下「甲」という。）と、小川町長笠原喜平（以下「乙」という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、小川町の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報の交換という）について定め、もって、適切迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　小川町内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　小川町災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を計画にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、2 通作成し、甲乙押印のうえ各 1 通を所有する。

平成 23 年 1 月 28 日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心 2 番地 1
さいたま新都心合同庁舎 2 号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　　修

乙）　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町長　　笠　原　喜　平

## 資料５－13　災害時における物資の輸送に関する協定書

### 災害時における物資の輸送に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と社団法人埼玉県トラック協会小川・松山支部（以下「乙」という。）は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は、発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における物資の輸送（以下「緊急輸送」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　小川町地域防災計画の災害時応急対策及び自治体の相互応援措置のために、貨物自動車による緊急輸送に関し必要な事項を定め、緊急輸送を迅速かつ円滑に実施することを目的とする。

（要請の手続）

第２条　甲は、この協定による要請をするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにし、「災害時における緊急輸送業務協力要請書」（様式第１号）（以下「要請書」という。）をもって要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、安全に配慮して口頭又は電話等により要請することができるものとし、後日、速やかに要請書を提出するものとする。

（１）要請理由
（２）輸送する物資名、数量及び輸送先
（３）車両の台数及び運転手等（原則として、運転手及び補助者の２名体制とする）の人数
（４）輸送年月日（期間）
（５）その他必要とする事項

（実施）

第３条　乙は、甲から緊急輸送の要請があったときは、特別な理由がない限り他に優先して乙に所属する運送事業者を指定し、甲に輸送車両を提供するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定により緊急輸送を実施したときは、当該業務の終了後速やかに「災害時における緊急輸送業務実施報告書」（様式第２号）をもって報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙が第２条の要請により緊急輸送の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の運搬費用については、原則乙が貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）第 10 条の規定により国土交通大臣に届出した額によるものとし、補助者（８時間制）の費用は、実際に要した運送作業時間に単価を乗じた額を甲が負担するものとする。

３　緊急輸送を実施した時期に燃料の高騰が著しい場合は、サーチャージ料を実費請求するものとし、又、実施された緊急輸送に宿泊を伴った場合は、甲が実費を負担し、その他不測要因については、甲、乙間で協議するものとする。

（費用の請求及び支払い）
第６条　乙は、第２条の緊急輸送終了後、当該の緊急輸送に要した費用を甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認のうえ速やかに乙に支払うものとする。

（事故等）
第７条　乙の提供した輸送車両が故障その他の理由により緊急輸送を中断したときは、乙は速やかに当該輸送車両を交換してその緊急輸送を継続しなければならない。
２　災害時に起因する地盤のゆがみ、道路の寸断等により目的地まで、辿り着けないなど安全な走行を確保できない場合は、乙より道路等の状況を甲に報告し、甲、乙協議のうえ対応を決めるものとする。
３　乙の事情とは異なる災害の影響で、車両の故障等により代替え車両が必要となった場合の費用は甲が負担するものとする。

（災害応援活動への適用）
第８条　この協定は、甲が締結した災害応援協定先の自治体に、地震、風水害等の災害が発生し、災害応援活動を行うために貨物自動車による緊急輸送が必要となったときについても適用するものとする。

（期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙いずれかから協定解消の申し出がないかぎり同一内容をもって継続するものとする。
２　前項の解消の申し出は、期間満了日の１か月前までに相手方に申し出るものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めるものの他、この協定の実施に関して必要な事項については、その都度甲、乙間で協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲及び乙が署名押印のうえ各１通を保有する。

平成 24 年２月 22 日

甲　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町
小川町長　笠　原　喜　平

乙　埼玉県比企郡嵐山町大字菅谷 233 番地 3
社団法人　埼玉県トラック協会小川・松山支部
支 部 長　瀧　澤　良　一

## 資料５－14　災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容、安置、搬送に関する協定書

### 災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容、安置、搬送に関する協定書

埼玉県比企郡小川町（以下「甲」という。）と埼玉葬祭業協同組合（以下「乙」という。）及び全日本葬祭業協同組合連合会（以下「丙」という。）は、地震・風水害その他の災害等（以下「災害等」という。）が発生した場合における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の収容・安置・搬送等の協力（以下「葬祭協力等」という。）関して、次の通り協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、災害等が発生した場合において、甲が乙及び丙に対して葬祭協力等を要請できること及び、その場合の手続きについて定めるものとする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害等が発生し、葬祭協力等を必要とする時は、乙及び丙に対し葬祭協力等の要請ができるものとする。
但し、災害等の規模が甚大でない場合は乙が、災害等が甚大な場合、又は、乙が災害等により葬祭協力等を行えない場合は丙が協力をするものとする。

第３条　前条の規定による要請は町長が行うものとする。
但し、災害時の状況により防災担当部課等からも要請をすることができるものとする。
２　甲が乙及び丙に協力を要請するにあたっては、次に掲げる事項を口頭又は電話その他の方法により連絡するものとし、事後に甲は要請書（様式１）を乙及び丙に交付するものとする。
１）要請を行った者の職氏名
２）要請の理由
３）要請する葬祭協力の内容
４）履行期間及び履行場所
５）その他の要請を行うための事項

第４条　甲の要請により、葬祭協力等に従事する乙及び丙又は丙の派遣する丙の所属員は、甲が指定した場所に従事するものとする。

（報告）
第５条　乙及び丙は、前条の規定に基づき協力した時は、事後に、次に掲げる事項を乙及び丙は報告書（様式２）を甲に提出するものとする。
但し、葬祭協力等が数か月に跨る場合は、終了した月毎に集計して報告するものとする。
１）葬祭用品の品目及び数量
２）遺体収容施設の場所及び名称、収容期間、収容体数
３）履行期間及び履行場所
４）組合長の氏名及び従事者名簿
５）霊柩車の台数及び搬送報告書
６）その他の必要な事項

（経費の負担）
第６条　葬祭協力等に要した経費は、甲が負担する。

（経費の請求）
第７条　乙及び丙は、組合員の葬祭協力等の実績を集計し、甲に請求するものとする。

（経費の支払い）
第８条　甲は、前条の規定に基づき乙及び丙から経費の支払請求があった場合は、その内容を検査のうえ、乙及び丙に支払うもとする。

（価格の決定）
第９条　甲が負担する経費の価格は、災害時の直前における災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）及び「埼玉県地域防災計画」及び「埼玉県広域火葬計画」に基づく基準額を参考として、甲、乙、丙協議の上決定するものとする。

（応援体制の整備）
第 10 条　乙及び丙は、災害時における円滑な葬祭協力等が図れるよう広域応援体制及び伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡責任者）
第 11 条　この協定の実施に関する連絡責任者は、甲にあっては防災担当部課長、乙にあっては埼玉葬祭業協同組合理事長、丙にあっては全日本葬祭業協同組合連合会会長とする。

（災害時の情報提供）
第 12 条　乙及び丙は、葬祭協力等の活動中に災害情報を確認した時は、速やかに甲に連絡するものとする。

第 13 条　甲は、葬祭協力等の活動が図れるよう、葬祭用品の供給場所、遺体安置所、霊柩車待機場所等に関し、重要な変更が生じた場合、乙及び丙に連絡するものとする。

（協定実施の円滑化）
第 14 条　この協定の実施に基づく協力が、円滑に行われるよう定期的に関係者で協議を実施するものとする。

（定めのない事項の処理）
第 15 条　この協定に関し、定めのない事項及びこの協定の解釈について疑義が生じた場合は、甲、乙、丙定規の上、決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書３通を作成し、各々署名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年８月１日

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
甲　埼玉県比企郡小川町
小川町長　笠　原　喜　平

埼玉県比企郡小川町大字増尾 532 番地１株花友内
乙　埼玉葬祭業協同組合
理 事 長　福　島　勝太郎

東京都港区港南２丁目４番 12 号港南 YK ビル４階
丙　全日本葬祭業協同組合連合会
会　　長　松　井　昭　憲

## 資料５－15　災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

### 災害時における自動販売機商品の無償提供に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と【自動販売機設置者】（以下「乙」という。）は、甲乙間において【小川町が管理する公共施設】に設置する自動販売機内の清涼飲料水に係る無償提供の取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等（以下「災害」という。）の場合において、【小川町が管理する公共施設】に設置した自動販売機内の清涼飲料水の無償提供の取り扱いについて定めることにより、乙が自動販売機を設置した施設（以下「本件施設」という。）の来場者、職員、関係者（以下「利用者」という。）の飲料水の確保に関する支援体制を確立し、もって利用者の安全確保に資することを目的とする。

（協力要請）

第２条　小川町内において震度５弱以上の地震又は水害等により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、甲の災害対策本部が設置され、避難所に多数の住民が避難し、自動販売機内の清涼飲料を無料で提供する必要があると甲が判断したときは、この協定に基づき乙に対して書面で協力を要請する。ただし、緊急を要する場合は、口頭（又は電話等）で協力を要請することができることとし、後日速やかに書面を交付する。

（協力内容）

第３条　乙は、前条の要請があったときは、次の各号に掲げる事項について協力する。

（１）本件施設内の災害対応型自動販売機の取り扱いについて甲に必要な助言を行うこと。

（２）本件施設内の災害対応型自動販売機内の清涼飲料水を無償提供すること。

（３）その他、甲乙協議のうえ必要と認めたこと。

２　乙は、前項各号に定める事項を履行するために必要な物品、操作方法を明記した書面等をあらかじめ甲に提出しなければならない。

３　甲は、前項の提出物品等を厳重に保管しなければならない。

４　自動販売機内の在庫製品を無償提供できる状態への設定は、甲が遠隔操作又は事前に乙から預かった専用キーにより行う。

（有効期限）

第４条　この協定は、使用許可開始日から満了となる日又は解除された日までを有効期限とする。

（費用負担）

第５条　この協定の履行に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。ただし、甲の承認を得

た費用については、この限りではない。

（協議）

第６条　この協定に関して疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ各１通を保管する。

平成　　年　　月　　日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　　小 川 町
小川町長

乙　　自動販売機設置者

## 資料５－16　災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

### 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における生活用水等の給水協力に関し、小川町（以下「甲」という。）と松岡醸造株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、町内に地震、またはその他の災害が発生し水道の給水が停止した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より業務上支障のない給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

⑴　甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給

⑵　乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放

（標　識）

第３条　甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は町民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入り口付近に、その標識を設置する。

（情報公開）

第４条　甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（協　議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年５月２７日

比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長

比企郡小川町大字下古寺７番地２
乙　松岡醸造株式会社
代表取締役　松　岡　良　治

# 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における生活用水等の給水協力に関し、小川町（以下「甲」という。）と晴雲酒造株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、町内に地震、またはその他の災害が発生し水道の給水が停止した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より業務上支障のない給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

⑴　甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給

⑵　乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放

（標　識）

第３条　甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は町民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入り口付近に、その標識を設置する。

（情報公開）

第４条　甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（協　議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年５月２７日

比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長

比企郡小川町大字大塚１７８番地２
乙　晴雲酒造株式会社
代表取締役　中　山　雅　義

# 災害時における井戸水の給水協力に関する協定書

災害時における生活用水等の給水協力に関し、小川町（以下「甲」という。）と武蔵鶴酒造株式会社（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、町内に地震、またはその他の災害が発生し水道の給水が停止した場合、甲が行う応急給水活動に対し乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力内容）

第２条　災害時において、乙は甲からの要請に基づき、その所有する井戸より業務上支障のない給水可能な範囲で、次に掲げる事項への協力を行うものとする。

⑴　甲が実施する生活用水等の応急給水に関する井戸水の供給

⑵　乙の周辺住民に対する井戸水の供給及び井戸の開放

（標　識）

第３条　甲は乙に対して「災害時協力井戸」の標識を交付する。また、乙は町民が所在地を確認しやすい井戸周辺や敷地出入り口付近に、その標識を設置する。

（情報公開）

第４条　甲は井戸の所在地等の情報について、一般に公開するものとする。

（協　議）

第５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年５月２７日

比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長

比企郡小川町大字大塚２４３番地
乙　武蔵鶴酒造株式会社
代表取締役　中　山　俊　和

## 資料５－17　災害時におけるＬＰガスの優先供給に関する協定書

### 災害時におけるＬＰガスの優先供給に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会東松山支部（以下「乙」という。）とは、小川町内に地震、風水害等による災害が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災した町民等に対して行うＬＰガスの優先供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（ＬＰガスの優先供給に関する協力要請）

第１条　災害時において、甲がＬＰガスを必要とするときは、乙に対し避難所等への優先供給について協力を要請することができる。

２　前項の要請は、次の事項を明らかにして口頭や電話等により要請を行い、後日、速やかに協力要請書によりその内容を通知するものとする。

(1) 協力要請の内容及び必要量

(2) 協力を希望する期間

(3) 前２号に掲げるもののほか必要な事項

（ＬＰガスの優先供給に関する協力実施）

第２条　乙は、甲から前条の規定に基づく要請を受けたときは、ＬＰガスの優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（費用）

第３条　乙が供給したＬＰガスの費用については、甲が負担するものとし、価格は災害発生直前の市場価格とする。

（引渡し）

第４条　ＬＰガスの引渡場所は甲が指定するものとし、甲は、当該引渡場所に職員を派遣し、物資を確認のうえ受領するものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、相互の協力事項に関し、必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者）

第６条　この協定に関する連絡責任者は、甲においては防災を主管する課の課長とし、乙においては一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会東松山支部長とする。

（要請窓口）

第７条　甲がこの協定に基づき乙に協力を要請する場合は、その要請先は乙の地区役員とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結日からその年度末とする。

２　この有効期間が満了する日の１か月前までに甲乙いずれからも協定解消の申出がない場合は、

１年間延長するものとし、以降においてもまた同様とする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定の解釈に疑義を生じた場合は、必要に応じて甲乙協議するものとする。

この協定の成立を証するため本書を２通作成し、甲乙両者署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２８年１２月８日

比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長　松　本　恒　夫

東松山市箭弓町１丁目３番地１８
乙　一般社団法人埼玉県ＬＰガス協会東松山支部
支 部 長　矢　島　順　一

## 資料５－19　災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書

### 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書

埼玉県（以下「甲」という。）と市町・組合（乙１から乙５６まで）（以下乙１から乙５６までを総称して「乙」という。）及び公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「丙」という。）とは、地震等の災害により甲及び乙の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに広域的な支援として行う復旧支援協力に関して以下のとおり、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、丙による甲及び乙に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め、災害等により被災した協定下水道施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（復旧支援協力の要請）

第２条　甲及び乙は、災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し、各々では十分な応急対応を実施することができない場合において、丙に対し次の業務の支援を要請することができる。

⑴　被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視、点検、調査、清掃及び修繕）

⑵　その他、甲、乙及び丙間で協議し必要とされる業務

２　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は、第１０条に規定する甲の事務局が甲及び乙１から乙５６までの支援の要請を取りまとめた上で、次項に定める手続きにより、第１０ 条に規定する丙の事務局を通じて行うものとする。

３　甲及び乙の丙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　丙は、前３項により甲及び乙の要請する業務を行うために、必要な人員・機材等をもって要請された業務を遂行する。

（復旧支援の調整）

第３条　大規模災害等において、丙が人員・機材等を調達するのに相当の時間を要すると認められる場合、支援の実施は甲丙協議の上で決定する。

（費用）

第４条　この協定に基づき甲及び乙が丙に対し要請した業務にかかる費用は甲及び乙１から乙５６までの個々による負担とし、それぞれが個別に丙と協議するものとする。

（個人情報等の保護）

第５条　丙は、この協定による活動を行うため、個人情報及び行政情報を取り扱う場合は、その情報の保護に努めなければならない。

（報告）

第６条　丙は、甲及び乙の要請により行った支援業務が終了したときは、速やかに要請した者に対し書面をもって報告を行うものとする。

２　丙は、毎年３月３１日現在において災害時の支援に備えて、支援協力が可能な会社、提供可能な車輌等の機器及び人員を甲及び乙に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第７条　甲及び乙は、協定下水道施設の調査に必要な下水道台帳の図面等をPDF 等の電子データとして、丙に提供するものとする。

２　丙は甲及び乙から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３　甲及び乙は、下水道台帳に大幅な変更があった場合など、適宜、最新の電子データを丙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第８条　丙は、甲及び乙から支援要請があったとき、支援出動する丙の会員に対し甲及び乙から提供を受けた電子データを開示することができる。

２　支援出動した丙の会員は、甲及び乙から提供を受けた電子データを支援業務並びに必要な報告等以外に使用してはならない。

３　甲、乙及び丙の合同訓練を実施する場合も、第１項及び第２項を準用する。

（広域被災）

第９条　甲及び乙が管轄する地域において、公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には、下水道対策本部による活動を優先する。

（事務局）

第１０条 甲及び丙の復旧支援協力に係る事務局は、次のとおりとする。

⑴　甲の事務局は、埼玉県下水道局下水道事業課とする。

⑵　丙の事務局は、公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会とする。

（協定期間）

第１１条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の1 ヶ月前までに甲、乙又は丙から申出がない場合、この協定は１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第１２条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には、甲、乙及び丙による協議の上決定するものとする。

２　甲、乙又は丙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲、乙又は丙は、違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

附　則

この協定は、平成２９年９月２０日から施行する。

この協定の成立は、甲、乙及び丙の同意書をもって証する。

平成２９年　９月２０日

甲　　埼玉県さいたま市浦和区高砂３丁目１３番３号
埼玉県下水道事業管理者 栗生田 邦夫

乙１　　埼玉県さいたま市浦和区常盤６丁目４番４号
さいたま市長 清水 勇人

乙２　　埼玉県川越市三久保町２０番地１０
川越市上下水道事業管理者 福田 司

乙３　　埼玉県熊谷市宮町二丁目４７番地１
熊谷市長 富岡 清

乙４　　埼玉県川口市青木２丁目１番１号
川口市長 奥ノ木 信夫

乙５　　埼玉県行田市本丸２番５号
行田市長 工藤 正司

乙６　　埼玉県秩父市熊木町８番１５号
秩父市長 久喜 邦康

乙７　　埼玉県所沢市宮本町二丁目２１番４号
所沢市上下水道事業管理者 中村 俊明

乙８　　埼玉県飯能市大字双柳１番地の１
飯能市長 大久保 勝

乙９　　埼玉県加須市三俣二丁目１番地１
加須市長 大橋 良一

乙１０　埼玉県本庄市本庄３丁目５番３号
本庄市長 吉田 信解

乙１１　埼玉県東松山市松葉町１丁目１番５８号
東松山市長 森田 光一

乙１２　埼玉県春日部市中央六丁目２番地
春日部市長 石川 良三

乙１３　埼玉県狭山市入間川１丁目２３番５号
狭山市長 小谷野 剛

乙１４　埼玉県羽生市東６丁目１５番地
羽生市長 河田 晃明

乙１５　埼玉県鴻巣市中央１番１号
鴻巣市長 原口 和久

乙１６　埼玉県深谷市仲町１１番１号
深谷市長 小島 進

乙１７　埼玉県上尾市本町三丁目１番１号
上尾市長 島村 穣

乙１８　埼玉県草加市高砂一丁目１番１号
草加市長 田中 和明

乙１９　埼玉県越谷市越ヶ谷４丁目２番１号
越谷市長 高橋 努

乙２０　埼玉県蕨市中央５丁目１４番１５号
蕨市長 賴髙 英雄

乙２１　埼玉県戸田市上戸田１丁目１８番１号
戸田市上下水道事業
戸田市長 神保 国男

乙２２　埼玉県入間市豊岡１丁目１６番１号
入間市長 田中 龍夫

乙２３　埼玉県朝霞市本町１丁目１番１号
朝霞市長 富岡 勝則

乙２４　埼玉県志木市中宗岡１丁目１７番１０号

志木市下水道事業
志木市長 香川 武文

乙２５　埼玉県和光市広沢１番５号
和光市下水道事業
和光市長 松本 武洋

乙２６　埼玉県新座市野火止一丁目１番１号
新座市長 並木 傑

乙２７　埼玉県桶川市泉一丁目３番２８号
桶川市長 小野 克典

乙２８　埼玉県久喜市下早見８５番地の３
久喜市長 田中 暄二

乙２９　埼玉県北本市本町１丁目１１１番地
北本市長 現王園 孝昭

乙３０　埼玉県八潮市中央１丁目２番地１
八潮市長 大山 忍

乙３１　埼玉県富士見市大字鶴馬１８００番地の１
富士見市長 星野 光弘

乙３２　埼玉県三郷市花和田６４８番地１
三郷市長 木津 雅晟

乙３３　埼玉県蓮田市大字黒浜２７９９番地１
蓮田市長 中野 和信

乙３４　埼玉県幸手市東４－６－８
幸手市長 渡辺 邦夫

乙３５　埼玉県日高市大字南平沢１０２０番地
日高市長 谷ケ﨑 照雄

乙３６　埼玉県吉川市吉川二丁目１番地１

吉川市長　中原　恵人

乙３７　埼玉県ふじみ野市福岡一丁目１番１号
ふじみ野市下水道事業
ふじみ野市長　高畑　博

乙３８　埼玉県白岡市千駄野４３２番地
白岡市長　小島　卓

乙３９　埼玉県北足立郡伊奈町大字小室９４９３番地
伊奈町長　大島　清

乙４０　埼玉県入間郡三芳町大字藤久保１１００番地１
三芳町長　林　伊佐雄

乙４１　埼玉県比企郡滑川町大字福田７５０番地１
滑川町長　吉田　昇

乙４２　埼玉県比企郡嵐山町大字杉山１０３０番地１
嵐山町長　岩澤　勝

乙４３　埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
小川町長　松本　恒夫

乙４４　埼玉県比企郡川島町大字下八ツ林８７０番地１
川島町長　飯島　和夫

乙４５　埼玉県比企郡吉見町大字下細谷４１１番地
吉見町長　宮﨑　善雄

乙４６　埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬４５４５番地
横瀬町長　富田　能成

乙４７　埼玉県児玉郡美里町大字木部３２３番地１
美里町長　原田　信次

乙４８　埼玉県児玉郡神川町大字植竹９０９番地
神川町長　清水　雅之

乙４９　埼玉県児玉郡上里町大字七本木５５１８番地
上里町長 関根 孝道

乙５０　埼玉県大里郡寄居町大字寄居１１８０番地１
寄居町長 花輪 利一郎

乙５１　埼玉県南埼玉郡宮代町笠原１丁目４番１号
宮代町長 榎本 和男

乙５２　埼玉県北葛飾郡杉戸町清地２丁目９番２９号
杉戸町長 古谷 松雄

乙５３　埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏２４２４番地
松伏町長 鈴木 勝

乙５４　埼玉県坂戸市千代田１丁目１番１６号
坂戸、鶴ヶ島下水道組合
管理者 石川 清

乙５５　埼玉県入間郡毛呂山町大字川角１５１０番地
毛呂山・越生・鳩山公共下水道組合
管理者 井上 健次

乙５６　埼玉県秩父郡長瀞町大字中野上２３４番地１
皆野・長瀞下水道組合
管理者 大澤 タキ江

丙　　東京都千代田区岩本町２丁目５番１１号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会長 長谷川 健司

# 災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定書
# 実施細目

（趣旨等）

第１　この実施細目は、災害時における埼玉県内の下水道管路施設の復旧支援協力に関する協定（以下「協定」という。）第 12 条の規定に基づき、協定の実施に必要な事項を定めるものとする。

２　協定に基づく復旧支援の円滑な執行を確保するため、公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「管路協」という。）から発行されている下水道管路施設災害復旧支援マニュアル（以下「復旧支援マニュアル」という。）を参考とするものとする。

（復旧支援の内容）

第２　管路協が協定により主として携わる復旧支援の内容は、次のとおりとする。ただし、被災した埼玉県及び県内市町・組合（以下「被災自治体等」という。）から他業務についても支援要請を受けた場合は、両者協議の上、実施するものとする。（復旧支援マニュアル参照）

(1)　緊急調査：地上から下水道施設の被災状況を把握し、大きな機能支障や二次災害の原因となる被害を発見するために行う調査。

(2)　緊急措置：大きな二次災害につながる危険性が認められる被害箇所に対し、道路利用者、周辺住民及び周辺施設の安全確保を図るため緊急に行う措置。

(3)　応急復旧工事：緊急調査又は一次調査の結果により構造的な被害の程度、機能的な被害の程度、周辺施設に与える影響の程度に応じ、本復旧が完了するまでの短期間に、災害査定を待たずに、被災した下水道施設の暫定機能を確保するために行う応急工事。

(4)　一次調査：本復旧の必要性を判断し、対応方針を決定するための情報収集を目的として行う調査。

(5)　二次調査：本復旧工事が必要な箇所及びその施工法等の判断、災害査定資料の作成を目的とし、流下能力や異状原因の構造的障害の程度を詳細に把握するために行う調査。

２　復旧支援による調査結果は災害査定の際の判断資料となることから、手戻り作業等が生じないよう、管路協は被災自治体等の指示に従うものとする。特に、被災自治体等から他の民間コンサルタント等が、当該調査に関連する別途業務を受託している場合は、報告書の作成に際し調整が必要になることに留意するものとする。

（復旧支援の要請）

第３ 被災自治体等の下水道管理者は、協定第 2 条第 1 項に規定する復旧支援の実施が必要と判断した場合は、協定第 2 条第 2 項及び第 3 項並びに第 10 条の規定により、被災自治体等の復旧支援要請窓口（甲の事務局）となっている埼玉県下水道局下水道事業課の課長（以下「下水道事業課長」という。）に対し、災害の状況、支援活動日時、支援活動場所及び必要とする支援活動内容等を明示した文書（様式第 1）により要請するものとする。

２ 前項の規定に基づき被災自治体等の下水道管理者から要請を受けた下水道事業課長は、管

路協の窓口（丙の事務局）である公益社団法人日本下水道管路管理業協会関東支部埼玉県部会長（以下「埼玉県部会長」という。）に対し、支援要請を取りまとめた文書（様式第 2）により速やかに復旧支援を要請するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし、この場合は事後において書面を提出するものとする。

（復旧支援に要する費用）

第４　被災自治体等は、第 2 の 1 項の規定に基づく復旧支援の業務を管路協に要請したときは、遅滞なく管路協と委託契約を締結するものとする。

2　前項の費用については、被災自治体等と管路協の両者協議の上、業務終了後、被災自治体等が支払うものとする。

（労災及び損害補償等）

第５　被災自治体等の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、管路協の協会員及びその従業員に負傷、疾病又は死亡等が発生した場合は、管路協の協会員の労災保険により補償するものとする。

2　被災自治体等の要請に基づき、管路協が実施する復旧支援活動において、第三者に損害を与えた場合は、被災自治体等及び管路協の両者協議の上、対処するものとする。

3　復旧支援活動先で宿泊が必要な場合は、原則として、派遣される管路協の協会員が自ら宿泊先を確保するものとする。

（復旧支援終了報告の内容）

第６　協定第 6 条の規定による丙の復旧支援終了報告は、次に掲げる事項を明らかにした文書により行うものとする。

(1) 出動場所及び出動時間
(2) 出動人員
(3) 使用した資機材
(4) その他必要な事項

（連絡窓口）

第７　この実施細目に基づく業務に関する連絡窓口は、別表のとおりとする。

（附則）

この実施細目は、平成 29 年 9 月 20 日から施行する。

## 資料５－20　災害時における物資等の供給協力に関する協定書

### 災害時災害時における物資等の供給協力に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、小川町内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、相互に協力して町民生活の早期安定を図るため、物資等の供給等に関する事項について協定を締結する。

（協定事項の発動）

第１条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力要請）

第２条　災害時において甲が物資等を必要とするときは、甲は乙に対し、乙の保有する物資等の供給について協力を要請することができる。

（協力実施）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資等の優先供給及び運搬について積極的に協力するものとする。

（供給物資の範囲）

第４条　甲が乙に供給を要請する物資等の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で乙が調達可能な物資等とする。

（１）主食

（２）救援及び救助活動に必要な車両

（要請手続き）

第５条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

（物資等の運搬等）

第６条　第４条第１号に規定する主食の運搬は、乙又は乙の指定するものが行うものとする。また、乙は、必要に応じて甲に対して運搬の協力を求めることができる。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　第４条第２号に規定する車両は、甲又は甲の認める者が使用し運転できるものとする。

（物資等の引き取り）

第７条　主食及び車両の引き渡し場所は、甲乙が協議して決定するものとし、当該場所において乙の納品書等に基づき、甲が確認の上、引き取るものとする。

（費用）

第８条　第３条及び第４条の規定により乙が供給した物資の対価及び乙が行った運搬等の費用並びに乙が甲へ提供した車両の運行に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における通常価格を基準として甲乙協議し決定するものとする。

（広域な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の農業協同組合との間で、災害時における農業協同組合相互支援の協定等、広域な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（法令の遵守）

第１０条　この協定の施行にあたっては、農業協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（定めのない事項）

第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年１０月１１日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地

甲　小川町

小川町長　松　本　恒　夫

埼玉県東松山市加美町１番２０号

乙　埼玉中央農業協同組合

代表理事組合長　千　野　寿　政

## 資料５－21　災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書

### 災害時における無人航空機による協力活動に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と株式会社技術開発コンサルタント（以下「乙」という。）とは、小川町内に災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における無人航空機による支援協力活動（以下「協力活動」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の町内における災害時に、甲から乙に対して行う協力活動の要請に関し、その手続きを定め、円滑な支援協力が実施できることを目的とする。

（協力活動の内容）

第２条　甲から無人航空機を活用した被災状況等の情報収集について要請があったときは、乙は、協力が可能な範囲で協力要請に応じるものとする。

（協力活動要請の方法）

第３条　甲は乙に対し、前条に定める協力活動を受けようとする場合には、無人航空機支援要請書（別紙様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

２　前項の規定により甲から要請を受けた乙は、無人航空機支援承諾書（別紙様式２）を提出するとともに、速やかな協力活動を実施するものとする。ただし、特別な事情により協力活動ができない場合には、その旨を遅滞なく甲に報告するものとする。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ支援協力に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

（費用の負担）

第５条　甲の要請により、乙が支援協力の実施に要した費用は、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、協定期間満了の３０日前までに、甲、乙いずれかが協定の解除又は変更の申出をしないときは、さらに１年間延長されたものとみなし、以後についても同様とする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２９年１０月１１日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地

甲　小川町

小川町長　松　本　恒　夫

埼玉県深谷市上野台４４０番地

乙　株式会社技術開発コンサルタント

代表取締役　飯　野　英　雄

## 資料５－22　災害時における燃料の供給に関する協定書

### 災害時における燃料の供給に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と埼玉中央農業協同組合（以下「乙」という。）とは、小川町内に地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、第４条（燃料の種類）に掲げる応急対策の燃料等（以下「燃料」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小川町地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料を甲へ供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を要請するものとする。

（要請手続き）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（燃料の種類）

第４条　甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。

（１）ガソリン

（２）軽油

（３）灯油

（４）重油

（５）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（燃料の引渡）

第５条　燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（燃料の価格及び運搬費用）

第６条　乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として、甲乙協議し決定するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（代金の請求）

第８条　第３条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第６条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）
第９条　甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。
（連絡責任者等）
第１０条　協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、甲にあっては防災地域支援課長を、乙にあっては小川基幹支店長を連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成 ３０ 年 ２ 月 １９ 日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長　　松　本　恒　夫

埼玉県東松山市加美町１番２０号
乙　埼玉中央農業協同組合
代表理事組合長　千　野　寿　政

## 資料５－23　災害時における燃料の供給に関する協定書

### 災害時における燃料の供給に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と　【各業者名】　（以下「乙」という。）とは、小川町内に地震災害、風水害その他の災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、第４条（燃料の種類）に掲げる応急対策の燃料等（以下「燃料」という。）の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小川町地域防災計画に基づき、災害時に甲が行う救援活動に対し、甲及び乙が相互に協力して、町民生活の早期安定を図るため、乙の所有する燃料を甲へ供給することに関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時において燃料を必要とするときは、乙に対し燃料の供給について協力を要請するものとする。

（要請手続き）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める協力要請をするときは、協力要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（燃料の種類）

第４条　甲が乙に供給を要請する燃料の種類は、次のとおりとする。

（１）ガソリン

（２）軽油

（３）灯油

（４）重油

（５）その他甲が指定する物であって、乙が供給可能なもの

（燃料の引渡）

第５条　燃料の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は当該場所へ職員等を派遣し、納品書等を確認のうえ受け取るものとする。

（燃料の価格及び運搬費用）

第６条　乙から供給を受ける燃料の価格は、災害の発生する直前時における燃料単価契約の単価を基準とし、単価契約のないものについては、災害発生直前における通常価格を基準として、甲乙協議し決定するものとする。

（費用負担）

第７条　乙が提供した燃料の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（代金の請求）

第８条　第３条の規定に基づき甲に燃料を納入したときは、第６条の規定により定めた価格で、甲にその代金を請求するものとする。

（代金の支払）
第９条　甲は、乙から前条の規定により請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。
（連絡責任者等）
第１０条　協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は事前に連絡責任者を定めるものとし、甲にあっては防災地域支援課長を、乙にあっては小川基幹支店長を連絡責任者とし、平常時から相互の連絡体制及び燃料の供給等についての定期的な情報交換を行い、災害時に備えるものとする。
（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、甲、乙協議して定めるものとする。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成　３０　年　２　月　２２　日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地

甲　小川町

小川町長　　松　本　恒　夫

乙　有限会社エネルギア小川サービスステーション

小川石油株式会社

株式会社奥平石油店

株式会社佐山商店

堀川産業株式会社小川営業所

## 資料５－24　災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

### 災害時における被災者等相談の実施に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と埼玉司法書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者等（被災者並びにその雇用主、従業者、相続人及び親族をいう。以下同じ。）からの相談（以下「被災者等相談」という。）に関し、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者等相談の円滑かつ適切な実施に資することを目的とする。

（派遣要請等）

第２条　甲は、災害時において被災者等相談の必要が生じたときは、乙に対して協力を要請することができるものとする。

２　乙は、甲から前項に規定する要請（以下「要請」という。）を受けた場合は、速やかに被災者等相談を行う司法書士（以下「相談員」という。）の派遣実施計画を作成し、甲に報告するものとする。

３　乙は、前項に規定する派遣実施計画に基づき、甲が指定する相談窓口に相談員を派遣するものとする。

４　乙は、相談員を乙又は乙の関係団体の会員の中から選出するものとする。

（被災者等相談の範囲）

第３条　相談員は、次に掲げる相談を行うものとする。

（１）相続に関する相談

（２）不動産登記及び商業・法人登記に関する相談

（３）不在者財産管理制度及び相続財産管理制度に関する相談

（４）成年後見制度に関する相談

（５）その他司法書士法に定める業務に関する相談

（要請の方法）

第４条　甲が要請を行うときは、乙に相談の内容、場所及び期間その他必要事項を明らかにした別紙様式「災害時支援協力要請書」（以下「要請書」という。）を提出するものとする。ただし、要請書を提出することが困難な場合には、口頭等により要請することができる。

（態勢整備等）

第５条　乙は、甲の要請に対応できる態勢を確保するように努めるものとする。

２　乙は、要請に対応し、又は前項の態勢を確保するため、連絡態勢、連絡方法及び連絡手段について、被災者等相談責任者を定め、平常時から連絡調整に努めるものとする。

３　乙は、甲から要請を受けた場合において、乙のみで対応できないときは、乙の関係団体に支援を求めることができるものとする。

（費用負担）
第６条　被災者等相談の実施に必要な人件費、調査費及び物件費は、乙が負担するものとする。ただし、甲から相談機材や相談場所等の提供を受ける場合はこの限りでない。

（相談料）
第７条　乙及び相談員は、被災者等相談の相談者から相談料を徴しないものとする。

（情報交換等）
第８条　甲及び乙は、被災者等相談を円滑に実施できるよう、平常時から災害対策及び派遣実施計画作成に必要な情報交換並びに資料の提供を行うとともに必要に応じ協議を行うものとする。

（連携）
第９条　乙は、乙が被災者等相談を円滑に実施するに当たり、他機関と連携する必要があるときは、甲に他機関等との調整を申し入れ、当該調整を了した上、当該被災者等相談を実施するものとする。

（協定の存続期間）
第１０条　この協定の存続期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、期間満了日の１か月前までに甲又は乙から申出がなかった場合は、協定の存続期間が更に１年間自動延長されるものとする。２年目以降も同様とする。

（協議）
第１１条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、署名押印の上、各１通を保有する。

平成３０年２月２２日

比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長　松　本　恒　夫

さいたま市浦和区高砂三丁目１６番５８号
乙　埼玉司法書士会
会　長　山　嵜　秀　美

## 資料５－25　災害時における被災者支援に関する協定書

### 災害時における被災者支援に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と埼玉県行政書士会（以下「乙」という。）は、災害時における被災者支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、小川町内で地震災害、大雨災害、風災害、雪害等の自然災害並びに火災等の人為災害（大規模事故）が発生した場合（以下「災害時」という。）において、被災者支援のための行政書士が関与できる業務相談（以下「行政書士業務相談」という。）を相互に協力して実施することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（行政書士業務相談）

第２条　この協定において「行政書士業務相談」とは次に掲げる事項とする。

（１）罹災証明書申請書類に関する相談
（２）自動車登録申請書類に関する相談
（３）相続関係書類に関する相談
（４）許認可申請書類に関する相談
（５）権利義務・事実証明関係書類に関する相談
（６）その他行政書士法に定める業務に関する相談

（相談対象）

第３条　行政書士業務相談を受けることができる者は、以下のとおりとする。

（１）災害により被害を受けた小川町内在住者（企業その他の団体等を含む。）
（２）災害により小川町外から同町内に避難した者
（３）前各号の者の親族、介護者又は現に支援に当たっている者で甲又は乙が必要と認めたもの

（支援業務の要請）

第４条　甲は、災害時において、被災者支援のため甲が必要と認める場合は、乙に対して前条に規定する行政書士業務相談の実施を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、原則として災害時支援要請書（別記様式）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話、ファクシミリ等の方法により行い、後日速やかに災害時支援要請書を送付するものとする。

（行政書士の派遣）

第５条　乙は、前条第１項の規定により要請を受けた場合、速やかに乙の会員の中から行政書士業務相談に従事する者を選定し、派遣するものとする。

（相談場所の調整及び広報）

第６条　甲は、災害時において乙に協力の要請をする際には、被災者支援のための行政書士業務相談を実施する場所の調整及び支援活動の広報等に努めるものとする。

（報告）

第７条　乙は、行政書士業務相談を実施した場合において、甲から報告を求められた時は、行政書士業務相談の実施状況その他必要な事項について書面により報告するものとする。

（費用）

第８条　行政書士業務相談は無料とし、被災者からは報酬を受け取らないものとする。

２　行政書士業務相談の実施に必要な人件費等の経費は、乙が負担するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、有効期間の１か月前までにこの協定の解除又は変更について、甲及び乙のいずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、甲と乙とが協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲、乙署名押印の上、各自その１通を保有する。

平成３０年２月２８日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長　松　本　恒　夫

埼玉県さいたま市浦和区仲町３丁目１１番１１号
乙　埼玉県行政書士会
会　　長　荒　岡　克　巳

## 資料５－26　災害救助法による救助の程度、方法及び期間について

### 令和３年度災害救助基準

| 救助の種類 | 対　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 避難所の設置 | 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。 | （基本額）<br>避難所設置費<br>1人1日当たり 330円以内<br>（加算額）<br>冬季　別に定める額を加算<br><br>高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。 | 災害発生の日から7日以内 | 1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>2　避難に当たっての輸送費は別途計上<br>3　避難所での生活が長期にわたる場合等においては、避難所に避難している者の健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。 |
| 応急仮設住宅の供与 | 住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者 | ○建設型仮設住宅<br>1　規模<br>　応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定<br>2　基本額　1戸当たり<br>　5,714,000円以内<br>3　建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。 | 災害発生の日から20日以内着工 | 1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。<br>2　同一敷地内等に50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる）<br>3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>4　共予期間は2年以内 |
| | | ○借上型仮設住宅<br>1　規模　建設型仮設住宅に準じる<br>2　基本額<br>　地域の実情に応じた額 | 災害発生の日から速やかに借上げ、提供 | 1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。<br>2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。 |
| 炊き出しその他による食品の給与 | 1　避難所に収容された者<br>2　住家に被害を受け、もしくは被害により現に炊事のできない者 | 1人1日当たり<br>　1,160円以内 | 災害発生の日から7日以内 | 食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。<br>（1食は 1/3日） |

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　考</th></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td rowspan="6">被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td rowspan="6">全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>1　夏季(4月～9月)冬季(10月～3月)の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>2　下記金額の範囲内</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>2　現物給付に限ること</td></tr>
<tr><td colspan="3"><table>
<tr><th colspan="2">区　分</th><th>1人世帯</th><th>2人世帯</th><th>3人世帯</th><th>4人世帯</th><th>5人世帯</th><th>6人以上1人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td rowspan="2">全壊<br>全焼<br>流失</td><td>夏</td><td>18,800</td><td>24,200</td><td>35,800</td><td>42,800</td><td>54,200</td><td>7,900</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>31,200</td><td>40,400</td><td>56,200</td><td>65,700</td><td>82,700</td><td>11,400</td></tr>
<tr><td rowspan="2">半壊<br>半焼<br>床上浸水</td><td>夏</td><td>6,100</td><td>8,300</td><td>12,400</td><td>15,100</td><td>19,000</td><td>2,600</td></tr>
<tr><td>冬</td><td>10,000</td><td>13,000</td><td>18,400</td><td>21,900</td><td>27,600</td><td>3,600</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>医療</td><td>医療の途を失った者(応急的処置)</td><td>1　救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2　病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内<br>3　施術者<br>協定料金の額以内</td><td>災害発生の日から14日以内</td><td>患者等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>助産</td><td>災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者)</td><td>1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額</td><td>分べんした日から7日以内</td><td>妊婦等の移送費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災者の救出</td><td>1　現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2　生死不明な状態にある者</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から3日以内</td><td>1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2　輸送費、人件費は、別途計上</td></tr>
<tr><td>被災した住宅の応急修理</td><td>1　住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)した者</td><td>居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり<br>①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯<br>595,000円以内<br>②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯<br>300,000円以内</td><td>災害発生の日から3か月以内</td><td></td></tr>
</table>

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 学用品の給与 | 住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 | 1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内<br>小学生児童　　4,500円<br>中学生生徒　　4,800円<br>高等学校等生徒　5,200円 | 災害発生のから<br>（教科書）<br>1か月以内<br>（文房具及び通学用品）<br>15日以内 | 1　備蓄物資は評価額<br>2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | 1体当たり<br>大人（12歳以上）<br>215,200円以内<br>小人（12歳未満）<br>172,000円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1　輸送費、人件費は、別途計上<br>2　災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。 | （洗浄、消毒等）<br>1体当たり3,500円以内<br>（一時保存）<br>既存建物借上費<br>通常の実費<br>既存建物以外<br>1体当たり5,400円以内<br>（検案）<br>救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1　検案は原則として救護班<br>2　輸送費、人件費は、別途計上<br>3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | 市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均<br>137,900円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金<br>職員等雇上費 | 1　被災者の避難に係る支援<br>2　医療及び助産<br>3　被災者の救出<br>4　飲料水の供給<br>5　死体の捜索<br>6　死体の処理<br>7　救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 助の実施が認められる期間以内 | |
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者 | 災害救助法第７条第１項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第３条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第 17 条第 1 号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

| 救助の種類 | 対　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| 救助の事務を行うのに必要な費用 | 1 時間外勤務手当<br>2 賃金職員等雇用上費<br>3 旅費<br>4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）<br>5 使用料及び賃貸料<br>6 通信運搬費<br>7 委託費 | 救助事務に支出できる費用は、法第 21 条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記 1 から 7 までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 143 条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。<br>イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10<br>ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9<br>ハ 6 千万円を超え 1 億円以下の部分の金額については 100 分の 8<br>ニ 1 億円を超え 2 億円以下の部分の金額については 100 分の 7<br>ホ 2 億円を超え 3 億円以下の部分の金額については 100 分の 6<br>ヘ 3 億円を超え 5 億円以下の部分の金額については 100 分の 5<br>ト 5 億円を超える部分の金額については 100 分の 4 | 救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内 | 災害救助費の精算事務を行うのに要した経費を含む。 |

※この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料５－27　小川町災害見舞金条例

# 小川町災害見舞金条例

昭和５８年３月１５日条例第５号
最終改正　平成２４年３月９日条例第８号

（目的）

第１条　この条例は、町民が災害により死亡し、又は負傷し、並びに住居に被害を受けたときに、遺族又は罹災者に弔慰金又は見舞金（以下「見舞金」という。）を支給することにより、町民の福祉増進を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害とは、火災、風水害、落雷及び地震により生じた被害をいう。

(2)　町民とは、災害により被害を受けたときに、本町において住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）により記載されている者をいう。

（見舞金等の額）

第３条　見舞金等の支給額は、次のとおりとする。

(1)　死亡弔慰金　１０万円

(2)　負傷見舞金　６万円以内

(3)　建物の全壊（焼）見舞金　１０万円以内

(4)　建物の半壊（焼）見舞金　４万円以内

(5)　床上浸水見舞金　１万円以内

（支給の要件）

第４条　前条第１号の死亡弔慰金については、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和４９年条例第２１号。以下、次条において「災害弔慰金条例」という。）第２章の規定の適用を受けるときは、支給しない。

２　前条第３号、第４号及び第５号の見舞金については、現に居住の用に供している建物に限るものとする。

３　建物の被害の程度は、小川地区消防組合消防本部の被害調査に基づき町長が判定するものとする。

（受給者）

第５条　死亡弔慰金を支給する遺族の範囲及び順位は、災害弔慰金条例第４条の例による。

２　建物に係る見舞金は、被害を受けた世帯の町民である世帯主とする。

（届出及び支給）

第６条　見舞金等の給付を受けようとするものは、災害を受けた日から１５日以内に町長に届出なければならない。ただし、特別の事由がある場合は、この限りでない。

２　町長は、前項の届出を受けたときは、その事由を確認し、支給の可否を決定しなければならない。

３　見舞金等の支給は、前項の決定後すみやかに行うものとする。

（給付の決定の取消）

第７条　町長は、見舞金等の支給額を決定した後において、次の各号の１に該当する事実があると認めたときは、これを取消すことができる。

(1)　故意に給付の事由を生ぜしめたとき。

(2)　届出の内容に偽りがあったとき。

（見舞金等の返還）

第８条　町長は、前条の規定により、取消した見舞金等がすでに支給されていたときは、その金額又はその一部を返還させることができる。

（委任）

第９条　この条例施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、昭和５８年４月１日から施行する。

附　則（平成２４年条例第８号）抄

（施行期日）

１　この条例は、平成２４年７月９日から施行する。

## 資料５－28　小川町災害弔慰金の支給等に関する条例

### 小川町災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和４９年６月２７日　条例第２１号
最終改正　令和元年１２月２３日条例第１５号

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号。以下「法」という。）及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和４８年政令第３７４号。以下「令」という。）の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた町民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行い、もって町民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

(1)　災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。

(2)　町民　災害により被害を受けた当時、この町の区域内に住所を有した者をいう。

第２章　災害弔慰金の支給

（災害弔慰金の支給）

第３条　町は、町民が令第１条に規定する災害（以下この章及び次章において単に「災害」という。）により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

（災害弔慰金を支給する遺族）

第４条　災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第３条第２項の遺族の範囲とし、その順位は、次に掲げるとおりとする。

(1)　死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族（兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。）を先にし、その他の遺族を後にする。

(2)　前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

ア　配偶者
イ　子
ウ　父母
エ　孫
オ　祖父母

(3)　死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

２　前項の場合において、同順位の父母については養父母を先にし実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。

３　遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前２項の規定により難いときは、前２項の規定にかかわらず、第１項の遺族のうち町長が適当と認める者に支給することができる。

４　前３項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が２人以上あるときは、その１人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（災害弔慰金の額）

第５条　災害により死亡した者１人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては５００万円、その他の場合にあっては２５０万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

（死亡の推定）

第６条　災害の際現にその場に居合わせた者についての死亡の推定については、法第４条の規定によるものとする。

（支給の制限）

第７条　災害弔慰金は、次の各号に掲げる場合には支給しない。

(1)　当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合

(2)　令第２条に規定する場合

（支給の手続）

第８条　町長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

２　町長は、災害弔慰金の支給に関し遺族に対し、必要な報告又は書類の提出を求めることができる。

## 第３章　災害障害見舞金の支給

（災害障害見舞金の支給）

第９条　町は、町民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該町民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

（災害障害見舞金の額）

第１０条　障害者１人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時において、その属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては２５０万円とし、その他の場合にあっては１２５万円とする。

（準用規定）

第１１条　第７条及び第８条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

## 第４章　災害援護資金の貸付け

（災害援護資金の貸付け）

第１２条　町は、令第３条に掲げる災害により法第１０条第１項各号に掲げる被害を受けた世帯の町民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため、災害援護資金の貸付けを行うものとする。

２　前項に掲げる世帯は、その所得について法第１０条第１項に規定する要件に該当するものでなければならない。

（災害援護資金の限度額等）

第１３条　災害援護資金の１災害における１世帯当たりの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　療養に要する期間がおおむね１月以上である世帯主の負傷（以下「世帯主の負傷」という。）があり、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財についての被害金額がその家財の価格のおおむね３分の１以上である損害（以下「家財の損害」という。）及び住居の損害がない場合　１５０万円

イ　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　２５０万円

ウ　住居が半壊した場合　２７０万円

エ　住居が全壊した場合　３５０万円

(2)　世帯主の負傷がなく、かつ、次のいずれかに該当する場合

ア　家財の損害があり、かつ、住居の損害がない場合　１５０万円

イ　住居が半壊した場合　１７０万円

ウ　住居が全壊した場合（エの場合を除く。）　２５０万円

エ　住居の全体が滅失若しくは流失した場合　３５０万円

(3)　第１号のウ又は前号のイ若しくはウにおいて、被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「２７０万円」とあるのは「３５０万円」と、「１７０万円」とあるのは「２５０万円」と、「２５０万円」とあるのは「３５０万円」と読み替えるものとする。

２　災害援護資金の償還期間は、１０年とし、据置期間はそのうち３年（令第７条第２項括弧書の場合は、５年）とする。

（利率）

第１４条　災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

２　災害援護資金の貸付けの利率は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定める利率とする。

(1)　保証人を立てる場合　無利子

(2)　保証人を立てない場合　据置期間中は無利子、据置期間経過後は延滞の場合を除き年３パーセント以内で規則で定める利率

３　第１項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第９条の規定により徴収する違約金を含むものとする。

（償還等）

第１５条　災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

２　償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし、貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

３　償還免除、一時償還、違約金及び償還金の支払猶予については、法第１３条第１項、令第８条から第１１条までの規定によるものとする。

第５章　雑則

（規則への委任）

第１６条　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５０年条例第９号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５２年条例第５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は、昭和５１年９月７日以後に生じた災害により死亡した町民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条第１項の規定は当該災害により被害を受けた世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和５３年条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和５６年条例第１１号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は昭和５５年１２月１４日以降に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条第１項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（昭和５７年条例第１７号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第９条、第１０条及び第１１条の規定は、昭和５７年７月１０日以後に生じた災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

附　則（昭和６２年条例第８号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第１３条第１項の規定は、昭和６１年７月１０日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成３年条例第１８号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第５条の規定は平成３年６月３日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第１０条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第１３条第１項の規定は同年５月２６日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

附　則（平成２３年条例第１０号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第４条第１項第１号及び第３号の規定は、平成２３年３月１１日以後に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害により死亡した町民に係る災害弔慰金の支給については、なお、従前の例による。

附　則（令和元年条例第１５号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の小川町災害弔慰金の支給等に関する条例第１４条及び第１５条の規定は、令和元年１０月１２日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

## 資料５－29　災害時における物資供給に関する協定書

### 災害時における物資供給に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可　　能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるも　　のとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年１２月１４日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小川町長　松　本　恒　夫

新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
乙　NPO 法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　雄一郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類 | 主な品種 |
|---|---|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、<br>ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、<br>長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、<br>雨具、土のう袋、ガラ袋、<br>スコップ、ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、<br>割箸、使い捨て食器、<br>ポリ袋、ホイル、ラップ、<br>ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て)、<br>バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、<br>簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係 | 飲料水（ペットボトル)、生活用水用ポリタンク |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、<br>カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ |

## 資料５－30　災害時における生活物資の供給協力に関する協定

### 災害時における生活物資の供給協力に関する協定

小川町（以下「甲」という。）と、株式会社カインズ（以下「乙」という。）とは、災害時における生活物資の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第1条　この協定は、災害時に甲と乙が相互に協力して町民生活の安定を図るため、生活物資の供給協力に関する事項について定めるものとする。

（協力要請）
第2条　災害時において甲が生活物資を必要とする時は、乙に対し生活物資の供給について協力を要請することができる。

（調達物資の範囲）
第3条　甲が、乙に供給を要請する生活物資の範囲は、次に掲げるもののうち要請時点で、乙が調達可能な物資とする。
⑴日用品等の生活必需品
⑵災害時の応急対策に必要な物資として乙が供給できるもの

（要請手続き）
第4条　甲の乙に対する要請は、別に定める「物資発注書」をもって行うものとする。但し、緊急を要するときは電話またはその他の方法をもって要請し、事後「物資発注書」を提出するものとする。
2. 甲と乙は連絡体制等について、常に点検、改善に努めるものとする。

（協力実施）
第5条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、生活物資の供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。
2.　乙は、前条の要請により生活物資の供給を実施したときは、速やかに別に定める「物資供給報告書」により甲に報告するものとする。

（生活物資の運搬）
第6条　生活物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定場所への運搬は、乙または乙の指定する者が行うものとする。また、乙は必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができる。
2.　甲は、乙が前項の規定により生活物資を運搬する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（費用負担）
第7条　乙が提供した生活物資の代金及び運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。
2.　前項に規定する費用は、災害発生直前における乙の小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）
第８条　生活物資の代金及び運搬に要した費用は、乙の請求により甲が支払うものとする。
2. 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）
第９条　甲と乙は、この協定の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）
第 10 条　この協定に定めのない事項、又は疑義を生じた事項については、その都度、甲と乙が協議の上決定するものとする。

（有効期間）
第 11 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙はそれぞれ記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年１２月１４日

甲　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町
小 川 町 長　松　本　恒　夫

乙　埼玉県本庄市早稲田の杜一丁目２番１号
株 式 会 社　カ　イ　ン　ズ
代表取締役　土　屋　裕　雅

## 資料５－31　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

### 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人宏仁会特別養護老人ホームさくらぎ苑（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第２条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第４条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第４条第１項第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第３条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第４条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第５条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、社会福祉施設等と連携し、対象者の受入れに必要な職員、ボランティア等を確保するものとする。

（要配慮者等の受入れ等）
第６条　甲は、小川町災害対策本部において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入れを要請し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、家族等の協力を得て福祉避難所へ避難するものとする。ただし、家族の協力を得ることが困難な要配慮者に対しては、甲は、自主防災組織、民生委員、ボランティア等に協力を求め、要配慮者等を福祉避難所へ避難させるものとする。
（個人情報の保護）
第７条　乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を甲以外に提供してはならない。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第８条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（疑義の解決）
第９条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決するものとする。
（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも書面による協定の解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３１年　２月２１日

（甲）　埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
小川町
小川町長　松　本　恒　夫

（乙）　埼玉県比企郡小川町大字飯田１１７
社会福祉法人宏仁会
理 事 長　加　藤　とし江

## 資料５－32　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

### 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と 日本赤十字社埼玉県支部特別養護老人ホーム小川ひなた荘（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

（管理運営）

第２条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第４条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第４条第１項第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第３条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第４条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第５条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、社会福祉施設等と連携し、対象者の受入れに必要な職員、ボランティア等を確保するものとする。

（要配慮者等の受入れ等）
第６条　甲は、小川町災害対策本部において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入れを要請し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、家族等の協力を得て福祉避難所へ避難するものとする。ただし、家族の協力を得ることが困難な要配慮者に対しては、甲は、自主防災組織、民生委員、ボランティア等に協力を求め、要配慮者等を福祉避難所へ避難させるものとする。
（個人情報の保護）
第７条　乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を甲以外に提供してはならない。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第８条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（疑義の解決）
第９条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決するものとする。
（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも書面による協定の解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

平成３１年　２月２１日

（甲）　埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
小川町
小川町長　松　本　恒　夫

（乙）　埼玉県比企郡小川町大字小川１５４８番地１
日本赤十字社埼玉県支部
特別養護老人ホーム小川ひなた荘
園　　長　松　本　　功

## 資料５－33　災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

### 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第(1)号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）
第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。
(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。
(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）
第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。
(1)　「住宅地図」とは、小川町全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。
(2)　「広域図」とは、小川町全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。
(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。
(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。
(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）
第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。
２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。
３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。
４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。
(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。
(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）
第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。
２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）
第５条　甲は、第１条第(1)号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。
(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧
(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製
２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。
３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）
第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。但し、当該有効期間満了の３ヶ月前までに当事者の一方から相手方に対し書面による別段の意思表示がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）
第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和元年 8 月 23 日

甲）埼玉県比企郡小川町大字 55
小川町
小川町長　松　本　恒　夫

乙）埼玉県さいたま市大宮区土手町 1 丁目 2 番地
株式会社ゼンリン
関東エリアグループ　園　田　孝　司

## 資料５－34　災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と 社会福祉法人栄寿会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が特別養護老人ホーム、老人短期入所施設等へ入所するに至らない程度の者であって、避難所での生活において特別な配慮を要するもの（以下「要配慮者等」という。）を受入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時、乙の運営する次の福祉施設内において、福祉避難所を設置し、要配慮者等を当該避難所に避難させることにより、要配慮者等が日常生活に支障なく避難生活を送ることができることを目的とする。

施設名　あきやま苑小川ケアセンター

所在地　埼玉県比企郡小川町大字青山１４６９番地１

（管理運営）

第２条　乙は、福祉避難所の設置運営にあっては、第４条第１項各号に掲げる費用等に関する届出（別記様式）を作成し、これを甲に提出するとともに、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者等の日常生活上の支援

（２）要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求（第４条第１項第３号に掲げるものについては、領収書を添付すること。）

（管理運営の期間）

第３条　この協定における福祉避難所の管理運営の期間は、災害発生時から一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用等）

第４条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）

（２）要配慮者等に要する食費

（３）その他オムツ代等の乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　前項各号に掲げるもののほか、洗濯機や乾燥機などの備品等については、事前に甲に了承を得て購入するものとし、その請求は当該備品等の販売事業者が甲へ直接行うよう指示するものとする。

（協力体制）

第５条　乙は、福祉避難所の介助員等に不足を生じると判断したときは、速やかに甲に連絡しなければならない。この場合において、甲は、町社会福祉協議会、県社会福祉協議会、社会福祉施設等と連携し、対象者の受入れに必要な職員、ボランティア等を確保するものとする。

（要配慮者等の受入れ等）
第６条　甲は、小川町災害対策本部において福祉避難所での避難生活が必要であると判断した要配慮者等の受入れを要請し、乙はこれを受け入れるものとする。この場合において、要配慮者等は、家族等の協力を得て福祉避難所へ避難するものとする。ただし、家族の協力を得ることが困難な要配慮者に対しては、甲は、自主防災組織、民生委員、ボランティア等に協力を求め、要配慮者等を福祉避難所へ避難させるものとする。
（個人情報の保護）
第７条　乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等又はその家族等の固有の情報を甲以外に提供してはならない。
（福祉避難所の早期閉鎖への努力）
第８条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
（疑義の解決）
第９条　この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議の上、解決するものとする。
（協定の有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日からとし、甲乙いずれからも書面による協定の解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙それぞれ署名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和 元 年　９ 月 ２７ 日

（甲）　埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
小川町
小川町長　　松　本　恒　夫

（乙）　埼玉県大里郡寄居町大字秋山７２１番地
社会福祉法人　栄寿会
理 事 長　　馬　場　信　幸

## 資料５－35　小川町と日本郵便株式会社との包括連携協定書

### 小川町と日本郵便株式会社との包括連携協定書

埼玉県小川町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、以下のとおり、協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、小川町民サービスの向上等を図ることを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。

(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
(2) 地域経済活性化に関すること
(3) 未来を担う子どもの育成に関すること
(4) その他、地方創生に関すること

２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

（協力郵便局）

第３条　本協定の協力郵便局は、小川郵便局、八和田郵便局、小川腰越郵便局、東武竹沢駅前郵便局、東小川郵便局、小川みどりが丘郵便局とする。

（協定内容の変更）

第４条　甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（免責）

第５条　乙は、第２条第１項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

（守秘義務）

第６条　甲及び乙は、第２条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。

２　甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の責務を負うものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から１年間本協定は更新され、その後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（附則）

本協定の締結をもって、平成 29 年 7 月 12 日締結した「小川町と小川町内郵便局との地域における協力に関する協定」を廃止する。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和２年１０月２８日

甲　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
小川町
小　川　町　長　　松　本　恒　夫

乙　埼玉県比企郡小川町大字青山 862 番地 1
日本郵便株式会社
小川郵便局長　　三　笠　貴　司

# 小川町と日本郵便株式会社との包括連携協定に係る実施要領

令和２年１０月２８日
小　　川　　町
日 本 郵 便 株 式 会 社

埼玉県小川町（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、「小川町と日本郵便株式会社との包括連携協定書」（以下「協定」という。）の実施に関して必要な細目について、次のとおり定める。

１　協定第２条に定める連携事項の実施について

(1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること

ア　地域見守り活動、道路の損傷等及び廃棄物等の不法投棄の情報提供に関すること

「地域における協力に関する覚書」により実施

イ　災害発生時における協力に関すること

「災害発生時の協力に関する覚書」により実施

(2) 第２号から第４号までについては、今後の協議により定めるものとする。

２　実施開始日

この要領は、協定締結日から実施する。

# 地域における協力に関する覚書

（目的）

第１条　この覚書は、住民が安心して暮らせる地域社会づくりに資するための甲乙間の協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　乙は、小川町内における業務中、次に掲げる場合には、業務に支障のない範囲で、甲に情報（乙の守秘義務に係るものを除く。以下同じ。）を提供することにより、甲に協力するものとする。

なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。

(1) 高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合（様式第１号）

(2) 道路の異常を発見した場合（様式第２号）

(3) 不法投棄が疑われる廃棄物等を発見した場合（様式第３号）

２　前項の規定により乙が情報を提供した場合において、甲は、その個別の事実（乙が情報を提供したことを含む。）を乙の書面による承諾なく第三者に開示しないものとする。

（その他）

第３条　この覚書に定めのない事項又はこの覚書の解釈に関する疑義が生じた場合には、甲及び乙が協議の上、これを決定するものとする。

以下余白

# 災害発生時の協力に関する覚書

（目的）

第１条　この覚書は、小川町内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行することを目的とする。

（定義）

第２条　この覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第３条　甲及び乙は、小川町内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

(1) 緊急車両等としての車両の提供
（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）

(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供（様式第４号及び様式第５号）

(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動

(4) 災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

工　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)

(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い

(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

(注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。

（協力の実施）

第４条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けた場合は、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第５条　第３条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第６条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第７条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第８条　この覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　小川町　防災地域支援課　課長

乙　日本郵便株式会社　小川郵便局　局長

（協議）

第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

以下余白

## 資料５－36　災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と小川地区清掃組合（以下「乙」という。）は、「小川町地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合のし尿等の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は民間協力の一環として、災害発生時における避難所及び仮設トイレ等並びに町が生活環境の保全上、必要と認めるし尿等の収集運搬に関して、甲、乙間における協定業務に関する基本事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、小川町地域防災計画及び小川町災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第３条　この協定において、「し尿等」とは災害時において処理をする必要が生じた「し尿」、「浄化槽汚泥」及び「その他の汚泥」をいい、「収集運搬等」とは収集及び運搬並びに農業集落排水施設等に附帯する管路施設等に堆積する「汚水・汚泥・汚物」の吸引・除去を含むものとする。

（協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を様式第１号により乙に通知するものとする。

（１）　要請の内容

（２）　し尿等の収集・運搬の場所

（３）　し尿等の搬入先

（４）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

（協定業務の実施）

第５条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、組合員の中から担当組合員を指定し、様式第２号により甲へ通知するものとする。

２　乙から指定を受けた組合員（以下「丙」という。）は協定業務について甲と契約を締結し、当該事業を実施するものとする。

３　前項の場合において、丙は次に掲げる事項を順守するものとする。
（１）　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
（２）　一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
（３）　第三者に損害を及ぼすことがないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）
第６条　丙は前条第２項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を様式第３号により甲に報告するものとする。
（１）　協定業務に従事した日付、人員、車両及び時間
（２）　協定業務における搬入先ごとの量
（３）　その他必要な事項

（災害補償）
第７条　第４条の規定による要請に基づき協定業務に従事した者が、その業務のため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、丙の加入する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０条）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）
第８条　第４条の規定による要請に基づき、丙が行う協定業務に要する経費は、甲丙協議の上、決定するものとする。

（相互の連携）
第９条　甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、その連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）
第１０条　本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有する。なお、組合員による協力体制を証するため、組合員各社による記名押印をするものとする。

令和 ２ 年１１月 ２ 日

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
甲　小　　川　　町
小 川 町 長　　松 本 恒 夫

埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地
乙　小川地区清掃組合
組 合 長　　原　　一

丙　組合員

埼玉県比企郡嵐山町大字川島 2272 番地
有限会社ウエイスト
代表取締役　垣入絵里奈

埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地
小川清掃株式会社
代表取締役　原　一

埼玉県比企郡滑川町大字菅田 124 番地 3
株式会社滑川環境保全
代表取締役　小田　宗清

埼玉県比企郡小川町大字青山 1323 番地 8
有限会社クリナス
代表取締役　馬場　陽一

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀 432 番地 3
新埼玉環境センター株式会社
代表取締役　小田　正

埼玉県比企郡嵐山町大字川島 2272 番地
嵐山運輸株式会社
代表取締役　津島　英知

埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地
株式会社環境サービス
代表取締役　原　一

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

小川地区清掃組合
組合長　　様

小川町長

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協力要請書

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書に基づき、し尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

１　要請の内容

２　し尿等の収集運搬の場所

３　し尿等の搬入先

４　その他必要な事項

様式第２号（第５条関係）

令和　　年　　月　　日

小川町長　　様

小川地区清掃組合　組合長

災害時におけるし尿等の収集運搬等協力要請に基づく担当組合員指定通知書

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書第４条に基づく協力要請に対し、下記の者を担当者とするので通知します。

記

貴町村担当組合員

様式第３号（第６条関係）

令和　　年　　月　　日

小川町長　　様

社名
役職　　氏名

災害時におけるし尿等の収集運搬等協力要請に基づく協定業務実施報告書

災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定書６条に基づく実施の報告については、下記のとおりです。

記

１　協定業務に従事した日付、人員、車両及び時間

| | |
|---|---|
| 日　付 | |
| 人　員 | |
| 車　両 | |
| 時　間 | |

※この表は適宜修正して使用する

２　協定業務における搬入先ごとの量

| 搬入先 | 搬　入　量（kℓ） |
|---|---|
| | |
| | |
| | |

※この表は適宜修正して使用する

３　その他

## 資料５－37　災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書

災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と小川地区清掃組合（以下「乙」という。）は、「小川町地域防災計画」で扱う災害（以下「災害」という。）が発生した場合の一般廃棄物の収集運搬業務及び仮置き場の管理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は民間協力の一環として、災害発生時における一般廃棄物の円滑な収集運搬及び同廃棄物の仮置き場等の適正な管理等を行うため、甲、乙間における協定業務に関する基本事項を定め、もって災害に対し迅速かつ的確に対応することを目的とする。

（協力の要請）

第２条　甲は、町内において災害が発生した場合は、乙に対し、小川町地域防災計画及び　小川町災害廃棄物処理計画に基づく業務の実施について協力を要請するものとする。

（定義）

第３条　この協定において、「一般廃棄物」とは一般世帯及び公共施設並びに避難所から排出される一般廃棄物（がれきを含む。）のうち、し尿を除くものをいい、災害により倒壊及び焼失した建築物等構造物の解体したものを除くものとする。

（協力要請の手続）

第４条　甲は、第２条の規定により乙に協力を要請しようとするときは、次に掲げる事項を様式第１号により乙に通知するものとする。

（５）　要請の内容

（６）　実施場所

（７）　前各号に掲げるものの他、必要な事項

２　前項の規定にかかわらず、甲は、緊急を要する場合は口頭で要請し、事後速やかに文書で通知するものとする。

（協定業務の実施）

第５条　乙は、甲から前条の規定による要請があったときは、組合員の中から担当組合員を指定し、様式第２号により甲へ通知するものとする。

２　乙から指定を受けた組合員（以下「丙」という。）は協定業務について甲と契約を締結し、当該事業を実施するものとする。

３　前項の場合において、丙は次に掲げる事項を順守するものとする。

（４）　周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

（５）　一般廃棄物以外の異物の混入防止に努めること。
（６）　第三者に損害を及ぼすことがないよう特段の注意を払うこと。

（実施の報告）
第６条　丙は前条第２項の規定による業務が完了したときは、次に掲げる事項を様式第３号により甲に報告するものとする。
（４）　協定業務に従事した日付、人員、車両及び時間
（５）　協定業務及び搬入先
（６）　その他必要な事項

（被害が生じたときの措置）
第７条　一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等の実施にともない、第三者に被害が生じたときは、甲丙協議の上、その処理解決に当たるものとする。

（災害補償）
第８条　第４条の規定による要請に基づき協定業務に従事した者が、その業務のため死亡、負傷、疾病又は障害の状態となったときのその者又は、その者の遺族に対する災害補償については、丙の加入する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０条）の補償給付によるものとする。

（費用の負担）
第９条　第４条の規定による要請に基づき、丙が行う協定業務に要する経費は、甲丙協議の上、決定するものとする。

（相互の連携）
第１０条　甲及び乙は、協定業務の円滑な実施のため、それぞれの組織内に担当部署又は担当者を定め、その連絡先を通知するものとする。連絡先に変更があったときも、また同様とする。

（有効期間）
第１１条　本協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書により協定の終了を通知しない限り継続するものとする。

（定めのない事項等の処理）
第１２条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、甲、乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印の上各自１通を保有する。なお、組合員による協力体制を証するため、組合員各社による記名押印をするものとする。

令和 ２ 年１１月 ２ 日

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
甲　　小　　川　　町
小　川　町　長　　松　本　恒　夫

埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地
乙　　小川地区清掃組合
組　合　長　　原　　一

丙　組合員

埼玉県比企郡嵐山町大字川島 2272 番地　埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地
有限会社ウエイスト　小川清掃株式会社
代表取締役　垣入絵里奈　代表取締役　原　　一

埼玉県比企郡滑川町大字菅田 124 番地 3　埼玉県比企郡小川町大字青山 1323 番地 8
株式会社滑川環境保全　有限会社クリナス
代表取締役　小田　宗清　代表取締役　馬場　陽一

埼玉県比企郡嵐山町大字志賀 432 番地 3　埼玉県比企郡嵐山町大字川島 2272 番地
新埼玉環境センター株式会社　嵐山運輸株式会社
代表取締役　小田　正　代表取締役　津島　英知

埼玉県比企郡小川町大字角山 1045 番地
株式会社環境サービス
代表取締役　原　　一

様式第１号（第４条関係）

第　　号
年　　月　　日

小川地区清掃組合
組合長　　様

小川町長

災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等協力要請書

災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書に基づき、一般廃棄物の収集運搬等に関する協力について、下記のとおり要請します。

記

１　要請の内容

２　実 施 場 所

３　その他必要な事項

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

小川町長　　様

小川地区清掃組合　組合長

災害廃棄物の収集運搬等協力要請に基づく担当組合員指定通知書

災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書第４条に基づく協力要請に対し、下記の者を担当者とするので通知します。

記

貴町村担当組合員

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

町村長　　様

社名
役職　　氏名

災害廃棄物の収集運搬等協力要請に基づく協定業務実施報告書

災害時における一般廃棄物の収集運搬及び仮置き場の管理等に関する協定書第６条に基づく実施の報告については、下記のとおりです。

記

１　協定業務に従事した日付、人員、車両及び時間

| | |
|---|---|
| 日　付 | |
| 人　員 | |
| 車　両 | |
| 時　間 | |

※この表は適宜修正して使用する

２　協定業務及び搬入先

３　その他

## 資料５－38　災害時の医療救護に関する協定書

災害時の医療救護に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と一般社団法人比企医師会（以下「乙」という。）は、災害時の医療救護に関して、次のとおり協定を締結する。

（総則）
第１条　この協定は、小川町地域防災計画に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。
（医療救護班の派遣）
第２条　甲は、医療救護活動を実施する上で必要があると認めた場合は、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の要請を受けたときは、医療救護班を編成し救護所等に派遣するものとする。ただし、比企医師会管内市町村において同時期に要請があった場合は、派遣の優先順位を甲乙協議の上、決めるものとする。
３　医療救護班の構成等は、甲乙協議の上別途定める。
（災害時医療調整員の指定）
第３条　甲は本協定に係る調整を行うため災害時医療調整員を指定する。
２　災害時医療調整員は、乙が推薦し甲が認めた者とする。
３　災害時医療調整員は、医療救護班に対する指揮を行う。また、必要に応じて甲が行う医療救護活動に係る助言等を行うものとする。
（医療救護班の業務）
第４条　乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する救護所等において、次の各号に掲げる医療救護活動を行うものとする。
（１）傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
（２）医療機関への搬送の要否及びその順位の決定
（３）死亡の確認及び死体の検案
（４）健康管理及び医療相談
（５）その他必要な措置
（医療救護班の輸送）
第５条　甲は、医療救護活動が円滑に実施できるよう、医療救護班の輸送について必要な措置をとるものとする。
（医薬品等の確保）
第６条　乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、原則として甲が確保するものとする。
（搬送先医療機関の確保）
第７条　甲は、乙の協力を得て災害拠点病院のほか必要な搬送先医療機関を確保するよう努めるものとする。
（医療費）
第８条　救護所における医療費は、無料とする。
２　搬送先の医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。
（費用弁償）
第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
（１）医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合の実費
（３）医療救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助費
（４）医療救護班員が医療救護活動に従事したことによる負傷若しくは疾病による死亡又は身体に障害がある状態となった場合の扶助費
（５）前各号に定めるもののほか、この協定実施のために要した経費のうち甲が必要と　認めた経費

２　前項に定める費用の額については、別に定める。

（医事紛争発生の措置）

第 10 条　この協定に基づき医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者との間に医療紛争が生じた場合、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、適切な措置を講じるものとする。

２　医療救護班が実施した医療救護活動に関し、傷病者と収容した搬送先医療機関との間に医療紛争が生じた場合は、前項と同様に処理するものとする。

（訓練）

第 11 条　乙は、甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するよう努めるものとする。

（平時における連絡調整）

第 12 条　甲及び乙は災害発生時に円滑な活動が行えるよう、平時においても継続的に連絡調整を図るものとする。

２　前項により協定内容の変更を行う必要が生じた場合は、甲乙協議の上、変更し更新するものとする。

（細則）

第 13 条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定める。

（協議）

第 14 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第 15 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからも何ら意思表示がなされないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して１年間この協定は延長されるものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年３月１８日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町

小川町長　　松　本　恒　夫

埼玉県東松山市材木町２番３６号
乙　　一般社団法人比企医師会

会　　長　　野　崎　信　行

# 災害時の医療救護に関する協定実施細則

小川町（以下「甲」という。）と一般社団法人比企医師会（以下「乙」という。）は、令和３年３月１８日付けで締結した災害時の医療救護に関する協定（以下「協定」という。）第１３条の規定に基づき、協定の実施に関する取扱いについて次のとおり定める。

（派遣要請）

第１条　協定第２条の医療救護班の派遣要請は文書（様式第１号又は様式第１号の２）により行うものとする。ただし、緊急やむを得ない場合には、口頭又は他の手段により要請することができるものとする。

（医療救護活動の報告）

第２条　乙が協定第２条の規定により医療救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに、次に掲げる書類を甲に提出するものとする。

（１）医療救護活動報告書（様式第２号）

（２）班員名簿（様式第３号）

（３）医薬品等使用報告書（様式第４号）

（事故報告）

第３条　乙は、協定第２条に基づく医療救護活動において、医療救護班員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（様式第５号）により、速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償の額）

第４条　協定第９条第１項第１号及び第２号に規定する費用の額は災害救助法施行細則（昭和３５年埼玉県規則第２６号）及び災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成１３年埼玉県告示第３９３号）の定めるところによる。

２　協定第９条第１項第３号及び第４号に規定する扶助費については、災害救助法施行令（昭和２２年政令第２２５号）の定めるところによる。

３　協定第９条第１項第５号に規定する費用は、前各項に該当しない費用であって、甲乙協議のうえ甲が弁償することが適当と認められた費用とする。

（費用弁償の請求）

第５条　協定第９条第１項第１号、第２号及び第５号に規定する費用については、乙が災害救助法施行細則に定める様式又は「費用弁償請求書」（様式第６号）により甲に請求するものとする。

２　協定第９条第１項第３号及び４号に規定する扶助費については、支給を受けようとする者が、（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）扶助費支給申請書（様式第７号）により、甲に申請するものとする。

（支払）

第６条　甲は、前条の規定による費用弁償等について、乙又は扶助金申請者から請求を受けた場合は、関係書類を確認の上、速やかに支払うものとする。

この細則の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和３年３月１８日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町

小川町長　　松　本　恒　夫

埼玉県東松山市材木町２番３６号
乙　　一般社団法人比企医師会

会　　長　　野　崎　信　行

様式第１号

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人比企医師会
会　長

○　○　○　長

医療救護班の派遣について（依頼）

災害時の医療救護に関する協定書実施細則第１条の規定により、下記のとおり医療救護班の派遣を要請します。

記

１　派遣場所

２　派遣期間

３　派遣医療救護班の数

様式第１号の２

第　　号
年　　月　　日

一般社団法人比企医師会
会　長

○　○　○　長

医療救護班の派遣要請の変更について（依頼）

年　　月　　日付け　　第　　号により要請した医療救護班の派遣について、下記のとおり内容を変更します。

記

１　派遣場所

２　派遣期間

３　派遣医療救護班の数

４　変更の理由

様式第２号

# 医 療 救 護 活 動 報 告 書

班　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
班長氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 月　　日 | 活動場所 | 患者数 | 業務の概要 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | 人 | | |
| 計 | | 人 | | |

様式第３号

# 班　　員　　名　　簿

班　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| | 職　種 | 氏　　名 | 勤　務　先 | 住　　所 | 従事期間 |
|---|---|---|---|---|---|
| 班長 | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

様式第４号

# 医 薬 品 等 使 用 報 告 書

班　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

| 品　　名 | 規　　格 | 数　　量 | 単　　価 | 金　　額 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

様式第５号

# 事　故　報　告　書

○　○　○　長　　あて

一般社団法人比企医師会
会　長　　印

　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までの医療救護活動において、下記のとおり事故傷病（死亡）者が発生しましたので、災害時の医療救護に関する協定書実施細則第３条の規定により報告します。

<table>
<tr><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>性別</td><td>男・女</td><td>年齢</td><td>歳</td></tr>
<tr><td>住　　所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>班　　名</td><td colspan="2"></td><td>職種</td><td></td><td>勤務先</td><td></td></tr>
<tr><td>活動場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>傷 病 名</td><td colspan="2"></td><td>程度</td><td colspan="3">重症　　中等症　　軽傷</td></tr>
<tr><td colspan="2">外来・入院（　　月　　日）</td><td>医療機関名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">受傷（発病）</td><td>日　時</td><td colspan="5">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">死　　亡</td><td>日　時</td><td colspan="5">年　　月　　日　　時　　分</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="7">事故の発生時の状況</td></tr>
</table>

様式第６号

# 費　用　弁　償　請　求　書

年　　月　　日

○　○　○　長　　あて

一般社団法人比企医師会
会　長　　印

災害時の医療救護に関する協定書実施細則第５条の規定により次の金額を請求します。

金　　円

ただし、　　年　　月　　日から　　年　　月　　日までにおける災害時の医療救護活動に対する費用弁償

（費用弁償額請求明細書　別紙のとおり）

様式第７号

（療養・休業・障害・遺族・葬祭・打切）扶助費支給申請書

年　　月　　日

○　○　○　長　　あて

住　所
氏　名　　印

災害時の医療救護に関する協定書実施細則第４条の２の規定により定めた扶助費の支給について、同細則５条の２の規定により関係書類を添えて申請します。

支給申請額　　円

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した者の住所及び氏名 | | | | | |
| 負傷し、疾病にかかり、又は死亡した日時及び場所 | | | | | |
| 負傷、疾病、又は死亡の原因及び状況 | | | | | |
| 傷病名、傷病の程度及び身体の状況、並びに療養又は休業を要する見込期間 | | | | | |
| 負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときに本人と親族関係にあつた主な者の状況 | 氏　名 | 本人との続柄 | 生年月日 | 職　業 | 備　考 |
| | | | | | |
| | | | | | |
| | | | | | |

## 資料５－39　災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書

災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書

埼玉県教育委員会（以下「甲」という。）と小川町（以下「乙」という。）は、災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関して次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、小川町内で地震、風水害その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）、乙が実施する災害対策業務において、甲が所有する次の施設（以下「施設」という。）を使用することに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

| 行政財産名 | 使用する施設 | 所在地 |
|---|---|---|
| 埼玉県立小川げんきプラザ | 本館<br>活動センター | 埼玉県比企郡小川町大字木呂子<br>５６１ |

（連絡責任者）

第２条　この覚書に関する連絡責任者は、甲においては当該施設所長、乙においては小川町長が指名する者とし、必要な事項を書面（別記様式１、２）により相互に通知しなければならない。

２　甲及び乙は、前項で通知した事項に変更が生じたときは、速やかに変更した事項を書面により通知しなければならない。

（使用要請）

第３条　乙は、災害対策本部を設置した場合、その他災害対策業務を実施するにあたり、施設を使用する必要があると認めたときは、甲に対し要請することができる。

２　乙は、前項の要請を行うときは、書面（別記様式３）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに書面を提出するものとする。

（協力の内容）

第４条　甲は、前条の要請を受けたときは、次に掲げる項目に関し、施設の使用を許諾するものとする。

（１）家屋の損傷や断水、停電等により自宅での入浴が困難な町民及び救援活動の従事者（以下「被災者等」という。）の入浴支援場所として使用するとき。

（２）小川町地域防災計画において定める指定避難所を補完する避難所として使用するとき。

（３）その他前記各号に定めのない事項で、乙の要請により甲が協力できるとき。

（支援実施）

第５条　甲は、第３条に基づく要請を乙から受けたときは、可能の範囲で支援するものとする。

２　甲は、支援の実施にあたり、協力内容、方法等について、乙と調整し、確認を行うものとする。

（支援の報告）

第６条　甲は、前条の支援を実施したときは、速やかに協力実施報告書（別記様式４）により乙に報告するものとする。

（費用負担）

第７条　第４条第１項第１号に規定する使用に伴う施設の使用については、原則として無償とする。

２　第４条第１項第１号に規定する使用の場合、入浴の際のタオル、石鹸等は、被災者等が準備するものとする。
３　第４条第１項第２号に規定する使用の場合、避難所運営に係る経費は、原則として乙の負担とする。ただし、甲が特に必要と認めるときは、この限りではない。
４　第４条第１項第３号に規定する使用の場合、災害対策業務として施設を使用したことに伴い新たに必要となる費用が生じた場合の負担については、甲乙協議の上決定するものとする。

（原状回復義務）
第８条 乙は、使用の期間が満了したときは、施設を原状に回復し返還しなければならない。

（守秘義務）
第９条　甲は、この覚書に基づく支援を実施する場合において知り得た個人情報を、第三者に漏らしてはならない。

（有効期間）
第１０条　この覚書は、覚書締結の日から施行し、甲又は乙から書面による解除又は変更の申出がない限り継続するものとする。

（指定管理者）
第１１条　小川げんきプラザの管理業務を指定管理者が行う場合における第３条から第９条の適用については、これら規定中「甲」とあるのは「甲又は指定管理者」とする。

（協議）
第１２条　この覚書に定めのない事項その他必要な事項について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和 ３年 ６月１６日

埼玉県さいたま市浦和区高砂３－１５－１

甲　埼玉県教育委員会

教　育　長　　髙　田　直　芳

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地

乙　小川町

小 川 町 長　　松　本　恒　夫

別記様式１（第２条関係）

年　　月　　日

小川町長　　様

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課長

災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書第２条第１項（第２項）に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

| | |
|---|---|
| 施設所管課 | 埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課<br>（担当者連絡先）<br>職名・氏名<br>電話番号<br>ＦＡＸ<br>E-mail |
| 指定管理者 | 指定管理者○○○○<br>代表者○○○○<br>代表取締役○○○○ |
| 連絡責任者 | 埼玉県立小川げんきプラザ<br>職名・氏名<br>電話番号<br>ＦＡＸ<br>E-mail |
| 備　　考 | 令和３年○月○日以降 |

別記様式２（第２条関係）

年　　月　　日

埼玉県教育局市町村支援部生涯学習推進課長　　様

小川町長

災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書第２条第１項（第２項）に基づき、下記のとおり報告いたします。

記

| | |
|---|---|
| 連絡責任者 | 小川町防災地域支援課<br>（担当者連絡先）<br>職名・氏名<br>電話番号<br>ＦＡＸ<br>E-mail |
| 備　　考 | 令和３年〇月〇日以降 |

別記様式３（第３条関係）

年　　月　　日

埼玉県立小川げんきプラザ所長　様

小川町長

要請書

災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書第３条に基づき、次のとおり施設の使用を要請します。

| | |
|---|---|
| 要請担当者 | 所属<br>職名・氏名<br>電話番号 |
| 電話・ファックス等による要請の日時 | 年　月　日（　）　時　分頃 |
| 要 請 内 容 | ○○○○<br>（覚書第４条第１項第　号） |
| 要 請 理 由 | |
| 期　間 | 年　月　日（　）～　年　月　日（　） |
| 備　考 | |

別記様式４（第６条関係）

年　　月　　日

小川町長　様

埼玉県立小川げんきプラザ所長

協力実施報告書

災害時における埼玉県立小川げんきプラザの使用に関する覚書第６条に基づき、次のとおり報告します。

| | |
|---|---|
| 報告担当者 | 所属<br>職名・氏名<br>電話番号 |
| 電話・ファックス等による要請の日時 | 年　月　日（　）　時　分頃 |
| 文書要請日 | 年　月　日（　） |
| 期　間 | 年　月　日（　）～　年　月　日（　） |
| 内　容 | （入浴支援の場合）<br>入浴者数　人<br>内訳　被災者　人、救援活動従事者　人<br><br>（避難者対応の場合）<br>避難者数　人 |
| 備　考 | |

## 資料５－40　特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

特設公衆電話の設置・利用に関する覚書

小川町（以下「甲」という。）と東日本電信電話が部式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）
第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。その後の改正を含む。）第２条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。
２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）
第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。
２　特設公衆電話の設置に係る設置場所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。
３　本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙お互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式を持って相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）
第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。
２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）
第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置することとする。

（移転、廃止等）
第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発せした場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。
２　前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。ただし設置箇所の移転に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）
第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。
ただし、設置場所の存在する地域において、特設公衆電話の設置場所が避難所となる場合においては、甲の判断により、利用を開始することができるものとし、甲は、乙に対し特設公衆電話の利用を開始した設置場所等情報を通知するものとする。

（利用者の誘導）
第８条　甲は、特設公衆電話を開始した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）
第 9 条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話をすみやかに撤去するものとする。
ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲は速やかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）
第 10 条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）
第 11 条　甲及び乙は、年に 1 回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう別紙 2 に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）
第 12 条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向けて協力するものとする。

（目的外利用の禁止）
第 13 条　甲は、第場に規定する利用の開始及び第 11 条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。
2　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。
3　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないよう措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。
4　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合なは、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電湾お撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（秘密保持）
第 14 条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）
第 15 条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意を持って協議うえ定めるものとする。

本覚書を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその 1 通を保有する。

平成２７年　3月３１日

甲　埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
小 川 町
小川町長　　松　本　恒　夫　　㊞

乙　埼玉県さいたま市浦和区常盤５丁目８番１７号
東日本電信電話株式会社
取締役
埼玉事業部長　笠　井　澄　人　　㊞

【別紙１】

# 情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第３条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【小川町】

| 情報管理責任者氏名 | 連絡電話番号 |
|---|---|
| （正） | |
| （副） | |

【東日本電信電話株式会社】

| 情報管理責任者氏名 | 連絡電話番号 |
|---|---|
| （正） | |
| （副） | |

小　川　町

東日本電信電話株式会社　埼玉事業部

【別紙２】

# 特設公衆電話　定期試験仕様書

小川町およびＮＴＴ東日本は、書きに定める定期試験を年１回を目安として、実施することに努めることとする。

| 試験名 | 実　施　手　順 | 備　　考 |
|---|---|---|
| Ⅰ．ＮＴＴによる回線試験 | ①　ＮＴＴから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。 | ✧　試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。 |
| | ②　回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。 | ✧　派遣については、事前に自治体様へご連絡いたします。<br>また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡を実施しません。 |
| | ③　②の場合、ＮＴＴの故障修理者が、特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。 | |
| Ⅱ．小川町による通話試験（避難所含む） | ①　各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話が出来るかの確認を実施します。 | |
| | ②　通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ故障受付部門（局番なし１１３）へ連絡願います。 | |
| | | |

## 資料５－41　防犯カメラ等を併設した自動販売機の設置及び管理に関する協定書

# 防犯カメラ等を併設した自動販売機の設置及び管理に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と、一般社団法人 安全・安心まちづくり ICT 推進機構（以下「乙」という。）は、甲が所有し、又は管理する土地に、乙が防犯カメラ等を併設した緊急時飲料無償提供機能等を有する清涼飲料自動販売機（以下「自動販売機等」という。）を設置するにあたり、次のとおり協定を締結する。

第１条.（目的）

甲と乙は犯罪の予防及び犯罪発生時等の録画映像の有効活用のため、防犯カメラ等を併設した自動販売機を設置し、運用にあたっては、以下の規定を遵守するものとする。

第２条.（自動販売機等の設置）

乙は、甲が所有し、又は管理する公共施設、公園、駐車場及び駐輪場等への設置許可に基づき、乙が所有し、又は管理する自動販売機等を設置するものとする。なお、設置場所、台数等が変更になる場合は、書面にて覚書を交わすものとする。

第３条.（行政財産使用料等）

（１）　乙は甲に対し、自動販売機２台分の行政財産使用料を支払うこととする。
ただし、
（２）　乙は甲に対し、自動販売機の販売実績に応じて、販売促進料を支払うことする。
（３）　乙は甲に対し、自動販売機での商品販売に必要な電気料を支払うことする。

第４条.（自動販売機の保全、保守管理業務）

乙は、当該自動販売機による商品販売について、自らの責任と負担により以下の事項を行い、商品の搬入その他において、甲の業務に支障を与えないよう努める。

（１）　自動販売機の設置・撤去及び保全・修理等の管理
（２）　自動販売機で販売する商品の数量・品質等の管理、商品の補充、空容器の回収
（３）　自動販売機内部にある売上代金・釣銭の管理
（４）　自動販売機の故障・品切れ等で連絡のあった場合の速やかなる対処
（５）　乙は本件自動販売機の保守管理業務の責任者として、食品衛生法あるいは関係法令を遵守し、また営業に必要とされる行政上の諸手続きを速やかに実行し、安全且つ円滑なる業務の遂行を行うものとする。
（６）　乙は本件自動販売機の保守管理業務者として、乙の代理店を指名し、その保守管理業務を委任することができるものとする。

第５条.（災害時の対応）

大規模災害時等に、甲が自動販売機による無償提供が必要と判断した時は、乙が設置した自動販売機のフリーベンド機能を作動させることができる。なお、乙は専用鍵を事前に甲に貸与するものとする。

第６条.（防犯カメラの設置）

乙は、甲が所有し、又は管理する公共施設、公園、駐車場及び駐輪場等への設置許可に基づき、乙が所有し、又は管理する防犯カメラを設置するものとする。なお、設置場所、台数等が変更になる場合は、書面にて覚書を交わすものとする。

第７条.（防犯カメラの管理等）

（１） 防犯カメラは、乙の所有とし、乙が保守管理を行うものとする。

（２） 甲の責に帰さない事由によって生じた防犯カメラ及び周辺機器の故障については、乙が修繕し、その費用の負担をする。

（３） 防犯カメラ映像データは、甲の所有とし、甲が運用管理を行うものとする。

（４） 防犯カメラ本体の記録媒体については、甲が費用を負担し、乙が交換業務を行うものとする。なお、交換時期は甲乙協議のうえ決定する。

（５） 乙は甲に対し、防犯カメラの作動に必要な電気料を支払うことする。

第８条.（録画画像）

乙は、甲が定める「小川町公共施設等における防犯カメラの設置及び運用に関する基準」を遵守するとともに、甲の許可なく録画画像を利用してはならない。

第９条.（有効期間）

本契約の有効期間は締結日から平成３４年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了１か月前までに甲乙いずれかより協定終了の申し出がない場合は、更に１年間延長するものとし、以降同様とする。

二　前項の但し書きの規定にかかわらず、甲が第２条及び、第６条の許可を取り消した場合及び、更新を行わない場合は、この協定は終了するものとする。

第１０条.（定めのない事項等）

本協定に定めのない事項、又は各事項に疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって別途協議のうえ決定するものとする。

この協定締結を証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　住所　　埼玉県比企郡小川町大字大塚 55 番地
　　小川町
　　代表者名　　小川町長　松　本　恒　夫　　㊞

乙　住所　　東京都豊島区池袋 2-13-4　天翔池袋西口ビル
　　社名　　一般社団法人 安全・安心まちづくり ICT 推進機構
　　代表者名　　代表理事　後　藤　真　之　　㊞

## 資料５－42　災害時における停電復旧の連携等に関する協定書

災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定

小川町（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社（以下「おつ」という。）は、小川町内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）により、広範囲の長時間停電（以下「大規模停電」という。）が発生し、又は発生のおそれがある場合の早期復旧等に係る甲及び乙による相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　法協定は、災害対策基本法及び防災基本計画に基づき、甲は住民の生命・財産の保護、生活支援の役割を担うこと、乙は電力の早期復旧の役割を担うことを相互に確認し、災害時における甲及び乙の協力関係構築に資する事項を定め、地域の防災力を高めることを目的に締結する。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時の連携を図るため、直通電話の設置等、連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、甲乙協議の上、災害時に甲又は乙の職員を甲又は乙に派遣できるものとする。

（災害時の情報連携）

第３条　甲及び乙は、災害時における電力の早期回復を図るため、次の各号に掲げる情報を相互に提供する。

（１）　甲は乙に対し、住民が避難している地域、避難場所の情報提供

（２）　乙は甲に対し、停電の発生状況や復旧見込み等、停電に関連する情報を提供

（３）　甲及び乙は、それぞれが知り得た道路陥没、水没、土砂崩落、樹木倒壊等によつ道路寸断の情報、道路復旧の状況を共有

（災害時の相互協力）

第４条　甲及び乙は、災害時における大規模停電の早期復旧のため、次の各号に掲げる事項につて相互に協力する。

（１）　停電復旧に係る応急措置の実施

（２）　電力復旧の支障となる障害物等の除去

（３）　甲及び乙が所有する施設や駐車場等の利用

（４）　住民への停電情報等の周知のための、甲の防災行政無線、防災メール、広報媒体等の利用

（覚書の締結）
第５条　甲及び乙は、本協定に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、必要に応じ、別に覚書により定めるものとする。

（秘密保持）
第６条　甲及び乙は、この協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示または漏えいしてはならない。

（協定期間）
第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙が角相手方に対し、特段の意思表示をしない場合は、この協定は、期間満了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）
第８条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和２年８月３１日

埼玉県比企郡小川町大字大塚 55
甲　小川町
小川町長　　松本　恒夫　　印

埼玉県熊谷市筑波１丁目 113 番地
乙　東京電力パワーグリッド株式会社
熊谷支社
熊谷支社長　　大　矢　　孝　　印

## 資料５－43　災害時等における施設の使用等に関する協定書

災害時等における施設の使用等に関する協定書

小川町（以下「甲」という。）と株式会社ヤオコー（以下「乙」という。）は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）における施設の使用等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害時等において自家用車を使用して避難する町民等（以下「避難者」という。）に対して、乙が管理する駐車場等（以下「施設」という。）を一時的に開放することにより避難者の安全確保を図ることを目的として、必要な事項を定めるものとする。

（協力の範囲）

第２条　甲が乙に協力を要請する内容は、次に掲げる事項とする。

（１）避難者を受入れる場所（以下「避難場所」という。）として、避難者が駐車場を使用することを容認すること。

（２）避難者が、水道設備、トイレ等を使用することを可能な範囲で容認すること。

（３）前各号に掲げる事項のほか、避難者の安全確保のために実施可能なこと。

２　前項の内容は、以下の施設のうち協力可能な範囲等について、あらかじめ甲乙協議のうえ決定するものとする。

| 施設名 | 所在地 |
|---|---|
| ヤオコー　みどりが丘店 | 埼玉県比企郡小川町みどりが丘 2-8-1 |

（協力の要請）

第３条　甲は、災害時等において、前条に掲げる協力を要請することができる。

２　協力の要請は、事前に口頭又は電話等をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときなど事前の要請が困難なときは、事後速やかに状況を報告する。

（管理運営責任）

第４条　第２条第１項に基づく乙の協力を伴う避難者の安全確保に資する活動については、甲の責任において管理運営を行うものとする。

（協力期間）

第５条　この協定に基づく協力期間は、第３条に定める甲の協力要請を受けたときから３日以内とし、甲は、３日以内に他の避難所等へ避難者を誘導するなど対策を講ずるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認めた場合は、甲乙協議のうえ期間を延長することができる。

（避難場所の閉鎖）

第６条　乙は、次の各号に該当するときは、提供施設の使用を終了し、避難場所を閉鎖することができる。

（１）甲が、避難場所の設置の必要がなくなったと判断し、乙に連絡したとき。

（２）乙が、施設の安全点検を実施した結果、安全を確保できないと判断したとき。

（３）施設を使用する避難者による迷惑行為や営業に支障を及ぼす事象等が生じたとき。
（４）その他、合理的な理由により、乙が施設の閉鎖を求め、甲がこれを了承したとき。
２　前項に基づく避難者の退去にあたっては、甲が責任をもって対処するものとする。

（原状回復）
第７条　甲は、第５条に定める協力期間満了後、乙から提供を受けた施設を協力要請時の原状に回復しなければならない。

（費用負担）
第８条　この協定に基づく施設の利用に要した費用は、甲の負担とする。
２　前項の規定による費用の額については、甲乙協議のうえ決定する。

（連絡責任者）
第９条　甲及び乙は、災害時等に支障が生じないよう、各々に連絡責任者を定め、相互に通知するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、協定締結の日から施行し、甲又は乙から書面による解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

（協議）
第１１条　前各条に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

この協定の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和４年２月７日

埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
甲　小川町
小　川　町　長　　松　本　恒　夫

埼玉県川越市新宿町１丁目１０番地１
乙　株式会社ヤオコー
代表取締役社長　　川　野　澄　人

# ６　様式等

## 資料６－１　災害発生による応援要請について

**様式（第５条関係）**

小　第　　号
年　　月　　日

市町村長　様

小川町長

災害発生による応援要請について

大規模災害時における相互応援に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり応援を要請します。

| 項　　目 | 内　　容 |
|---|---|
| 1　被害の状況 | |
| 2　応援の場所<br>及び到達経路 | |
| 3　応援を受ける<br>期間 | |
| 4　応援の種類<br>及び内容 | |
| 5　応援を要する<br>職種別人員 | |
| 6　その他応援に<br>必要な事項 | |

**資料６－２　発生速報**

**様式第１号**

# 発　　生　　速　　報

小　川　町

| 日　　時　　分受信 | 発信者 | | 受信者 | |
|---|---|---|---|---|

| | |
|---|---|
| １　被　害　発　生 | |
| ２　被　害　場　所 | |
| ３　被　害　程　度 | |
| ４　災害に対する措置 | |
| ５　その他必要事項 | |

（注）内容は簡単に要を得たものとする。

**資料６－３　経過速報**

**様式第２号**

# 経　過　速　報

小　川　町

| 発信者 | | 受信者 | |
|---|---|---|---|

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 災害の種別 | | | | | | 発生地域 | | | |
| 被害日時 | 自　　月　　日　　至　　月　　日 | | | | | | | | |
| 被害区分 | | | | | | | | | |
| 区　分 | | | | 被　害 | 区　分 | | | | 被　害 |
| 人的被害 | 死者 | | 人 | | 田畑被害 | 田 | 流失・埋没 | ha | |
| | 行方不明者 | | 人 | | | | 冠水 | ha | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | | | 畑 | 流失・埋没 | ha | |
| | | 軽傷 | 人 | | | | 冠水 | ha | |
| | | | | | 道路被害 | | 決壊 | 箇所 | |
| | | | | | | | 冠水 | 箇所 | |
| 住家被害 | 全壊(焼)流出 | | 棟 | | その他の被害 | | 文教施設 | 箇所 | |
| | | | 世帯 | | | | 病院 | 箇所 | |
| | | | 人 | | | | 橋りょう | 箇所 | |
| | 半壊(焼) | | 棟 | | | | 河川 | 箇所 | |
| | | | 世帯 | | | | 砂防 | 箇所 | |
| | | | 人 | | | | 清掃施設 | 箇所 | |
| | 一部破損 | | 棟 | | | | 崖くずれ | 箇所 | |
| | | | 世帯 | | | | 鉄道不通 | 箇所 | |
| | | | 人 | | | | 被害船舶 | 隻 | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | | | 水道 | 戸 | |
| | | | 世帯 | | | | 電話 | 回線 | |
| | | | 人 | | | | 電気 | 戸 | |
| | 床下浸水 | | 棟 | | | | ガス | 戸 | |
| | | | 世帯 | | | | ブロック塀等 | 箇所 | |
| | | | 人 | | | | | | |
| 非住家被害 | 公共建物 | 全壊(燃) | 棟 | | 罹災世帯数 | | | 世帯 | |
| | | 半壊(燃) | 棟 | | 罹災者数 | | | 人 | |
| | その他 | 全壊(燃) | 棟 | | 火災発生 | | 建物 | 件 | |
| | | | | | | | 危険物 | 件 | |
| | | 半壊(燃) | 棟 | | | | その他 | 件 | |

災害に対してとられた措置

（1）　災害対策本部の状況

（2）　市(町村)のとった主な応急措置の状況

（3）　応援要請又は職員派遣の状況

（4）　災害救助法適用の状況

（5）　避難命令・勧告の状況

市町村数　　地区数

人　　員　　人

（6）　消防機関の活動状況

ア　出動人員　　消防職員　　名

消防団員　　名

イ　主な活動内容(使用した機材を含む)

**資料６－４　被害状況調**

**様式第３号**

# 被　害　状　況　調

小　川　町

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害の種別 | | 発生地域 | |
| 被害日時 | 自　　月　　日　　至　　月　　日 | | |
| 報告区分 | **確　定** | | |

| 区　分 | | | | 被　害 | 区　分 | | | | 被　害 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人的被害 | 死者 | | 人 | | 田畑被害 | 田 | 流失・埋没 | ha | |
| | 行方不明者 | | 人 | | | | 冠水 | ha | |
| | 負傷者 | 重傷 | 人 | | | 畑 | 流失・埋没 | ha | |
| | | 軽傷 | 人 | | | | 冠水 | | |
| | | | | | 道路被害 | | 決壊 | 箇所 | |
| 住家被害 | 全壊（焼）流出 | | 棟 | | | | 冠水 | 箇所 | |
| | | | 世帯 | | その他被害 | 文教施設 | | 箇所 | |
| | | | 人 | | | 病院 | | 箇所 | |
| | 半壊 | | 棟 | | | 橋りょう | | 箇所 | |
| | | | 世帯 | | | 河川 | | 箇所 | |
| | | | 人 | | | 砂防 | | 箇所 | |
| | 一部破損 | | 棟 | | | 清掃施設 | | 箇所 | |
| | | | 世帯 | | | 崖くずれ | | 箇所 | |
| | | | 人 | | | 鉄道不通 | | 箇所 | |
| | 床上浸水 | | 棟 | | | 被害船舶 | | 隻 | |
| | | | 世帯 | | | 水道 | | 戸 | |
| | | | 人 | | | 電話 | | 回線 | |
| | 床下浸水 | | 棟 | | | 電気 | | 戸 | |
| | | | 世帯 | | | ガス | | 戸 | |
| | | | 人 | | | ブロック塀等 | | 箇所 | |
| 非住家被害 | 公共建物 | 全壊（焼） | 棟 | | 罹災世帯数 | | | 世帯 | |
| | | 半壊（焼） | 棟 | | 罹災者数 | | | 人 | |
| | その他 | 全壊（焼） | 棟 | | 火災発生 | 建物 | | 件 | |
| | | | | | | 危険物 | | 件 | |
| | | 半壊（焼） | 棟 | | | その他 | | 件 | |

<table>
<tr><td colspan="3">区　分</td><td>被　害</td><td rowspan="4">市町村災害対策本部</td><td>名 称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公立文教施設</td><td>千円</td><td></td><td>設 置</td><td colspan="3">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">農林水産施設</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="2">解 散</td><td colspan="3" rowspan="2">月　日　時</td></tr>
<tr><td colspan="2">公共土木施設</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他公共施設</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">小 計</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">公共施設被害市町村数</td><td>団体</td><td></td><td rowspan="4">災害対策本部設置市町村数</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">その他</td><td>農林被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>林産被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td>畜産被害</td><td>千円</td><td></td><td rowspan="3">災害救助法適用市町村名</td><td colspan="4" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>水産被害</td><td>千円</td><td></td></tr>
<tr><td>商工被害</td><td>千円</td><td></td><td colspan="4">計　団体</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防職員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">被害総額</td><td>千円</td><td></td><td colspan="2">消防団員出動延人数</td><td>人</td><td></td></tr>
<tr><td>備考</td><td colspan="7">1　災害発生場所<br><br>2　災害発生年月日<br><br>3　災害の種類概況<br><br>4　消防機関の活動状況<br><br>5　その他(避難の勧告・指示等の状況)</td></tr>
</table>

**資料６－５　市町村放送要請依頼用紙**

# 市町村　放送要請依頼用紙

町名　小川町

【件名】

## 放送要請について（依頼）

年　　月　　日（　）　　：

小川町災害対策本部　発第　　号

【本文】　　災害対策基本法第 57 条に基づく放送要請を次のとおり依頼します。

１　要請理由

（１）　避難勧告、警報等の周知徹底を図るため

（２）　災害時の混乱を防止するため

（３）

２　放送事項

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿について

（別紙の読み上げ）

３　放送希望日時

（1）直ちに

（2）日時　　＿＿月＿＿日（＿）＿＿：＿＿

４　その他

【連絡先】

| | |
|---|---|
| 所属・氏名 | |
| 無線番号 | |
| 有線番号 | |

**資料６－６　民間賃貸住宅支援要請書**

# 民間賃貸住宅支援要請書

年　　月　　日

公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会
埼玉県西部支部
支部長　　様

小川町長

災害時における民間賃貸住宅の提供支援に関する協定書２条の規定により、下記のとおり要請します。

記

１　民間賃貸住宅要請物件

２　入居日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分

３　入居人員　　名
（内訳）　・大人・・・　　名
・子供・・・　　名

## 資料６－７　自衛隊への派遣要請様式

○○○　第△△△号
年　　月　　日

埼玉県知事　○　○　○　○　様

○市（町村）長　○　○　○　○

自衛隊の災害派遣について（依頼）

災害対策基本法第６８条の２第１項の規定により、下記の通り自衛隊に対し、自衛隊法第８３条第１項の要請をするよう依頼します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由

（１）　災害の情況

埼玉県○○市○○町○○地内において、山林火災が発生し、延焼拡大の危険があるため。

（２）　派遣を要請する事由

既に近隣と県に応援要請を行い、ヘリコプターによる消火活動を実施しているが、対応力がなお不足しているため。

２　派遣を希望する期間

○○年○月○日（○）から災害応急対策の実施が終了するまでの期間

３　派遣を希望する区域及び活動内容

埼玉県○○市○○町○○地内の山林における空中消火活動

**資料６－８　罹災証明書様式**

（整理番号）

# 罹災証明書

| | | |
|---|---|---|
| 世帯主住所 | | |
| 世帯主氏名 | | |
| 世帯構成員 | 氏　名 | 続　柄 |
| | | |
| | | |
| | | |

| | |
|---|---|
| 罹災原因 | |

| | |
|---|---|
| 被災住家※の所在地 | |
| 住家※の被害の程度 | □全壊　□大規模半壊　□中規模半壊<br>□半壊　□準半壊　□準半壊に至らない（一部損壊） |
| 浸水区分 | |

※住家とは、現実に居住（世帯が生活の本拠として日常的に使用していることをいう。）のために使用している建物のこと。（被災者生活再建支援金や災害救助法による住宅の応急修理等の対象となる住家）

| | |
|---|---|
| 住家以外の被害 | |

上記のとおり、相違ないことを証明します。

年　　月　　日

小川町長

令和６年２月修正

作　成　小川町防災会議

事務局　小川町防災地域支援課

〒３５５－０３９２
埼玉県比企郡小川町大字大塚５５番地
電　話　０４９３－７２－１２２１
ＦＡＸ　０４９３－７４－２９２０